

# 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025（素案）

令和3年〇月  
板橋区



はじめに



区長挨拶がはいります

令和3年 月

板橋区長

坂本 健



## 目次

<b>序章</b>	<b>板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 の策定に向けて</b>	<b>2</b>
1	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 について	2
2	実施計画 2025 の策定について	2
<b>第1章</b>	<b>板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025</b>	<b>4</b>
1	目的	4
2	位置づけ	5
3	計画期間	6
<b>第2章</b>	<b>計画の背景・板橋区の現状と課題</b>	<b>8</b>
1	計画の背景	8
2	実施計画 2020 の進捗状況	10
3	板橋区の現状と課題	11
<b>第3章</b>	<b>ユニバーサルデザインについて</b>	<b>16</b>
1	ユニバーサルデザインについて	16
2	ユニバーサルデザインの全体像	19
3	ユニバーサルデザインの効果とSDGsのゴール	20
<b>第4章</b>	<b>将来像、取り組みの指針と施策</b>	<b>22</b>
1	めざす将来像	22
2	取り組みの指針など	22
3	取り組みの視点	24
4	視点と施策	26
5	取り組みの指針、施策、視点の関係	30
6	各主体の役割	32
<b>第5章</b>	<b>実施計画 2025</b>	<b>36</b>
1	実施計画の体系	36
2	計画の推進に向けて	37
3	事業一覧	38
4	事業概要	42
<b>資料編</b>		<b>70</b>
1	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2020 の進捗状況	70
2	ユニバーサルデザインに係る区民及び区職員の認知度	73
3	計画事業とSDGsのゴールの関係	74
4	バリアフリーとユニバーサルデザイン	75
5	ユニバーサルデザインの7原則	76
6	ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件	77
7	東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例	79
8	東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則	81
9	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿	82
10	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会等の調査審議経過（令和2年度）	83
11	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱	84
12	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿	85
13	板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（検討会）会員名簿	86
14	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 策定経過	87

※見やすさに配慮し、本文中に使用するフォントはメイリオ、サイズは12ポイントを基本としています。



## 序章



板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025  
実施計画 2025 の策定に向けて

## 序章 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 の策定に向けて

### 1 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 について

区では、平成 15（2003）年に「板橋区バリアフリー総合計画」を策定し、「バリアフリー」の取り組みを積極的に推進してきました。

その後、社会・経済状況が成熟化し、多様な立場の方が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、従来のバリアフリー施策にとどまらず、子育て世代や外国人への対応など、幅広い取り組みを行っていく必要がありました。

そこで区では、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざす「ユニバーサルデザイン」へ考え方を発展させ、区政のさまざまな取り組みにこの考えを取り入れることとし、区の取り組みを計画的に推進することができるよう、平成 29（2017）年 1 月に「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025」（以下「推進計画」）を策定しました。

### 2 実施計画 2025 の策定について

推進計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 7（2025）年度までの 9 か年とし、本計画を具体的に推進するための「実施計画」は、令和 2（2020）年度までの「前期」と、令和 7（2025）年度までの「後期」の 2 期に分割して取り組んでいます。

このたび、「前期」で定めた「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2020」（以下「実施計画 2020」）が令和 2（2020）年度に計画期間の満了を迎えることから、この間の社会情勢や区の現状・課題に加え、実施計画 2020 の進捗状況などを踏まえて、推進計画で定めた取り組みの指針などの基本的な枠組みは継承しつつ、推進計画で掲げた将来像「もてなしの心を大切に すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」の実現に向けて、次期 5 年間で計画期間とする「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025」（以下「実施計画 2025」）を策定します。

【図表 1】 推進計画と実施計画の計画期間

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
計画 期間	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025								
	実施計画2020				実施計画2025				



# 第1章



板橋区ユニバーサルデザイン  
推進計画 2025

## 第1章 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025

推進計画で定めた目的、位置づけ、計画期間を整理します。

### 1 目的

社会・経済状況が成熟化し、多様な立場の方が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、物理的な豊かさだけでなく、文化・芸術、交流、スポーツ、観光などを通じて、心の豊かさを感じられる生活を求める人が増えています。年を重ねても、障がいがあっても、豊かさを求める気持ちに差はありません。

また、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人が快適にらせるまちをつくり、さまざまな場面で社会参加ができる環境を整える必要性は高まっています。

このため、すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政のさまざまな分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、だれもができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちをつくる必要があります。

さらに、区、区民、地域活動団体、事業者が、この考え方や各主体に期待される役割を共有し、全区的な取り組みとして展開していくことが求められています。

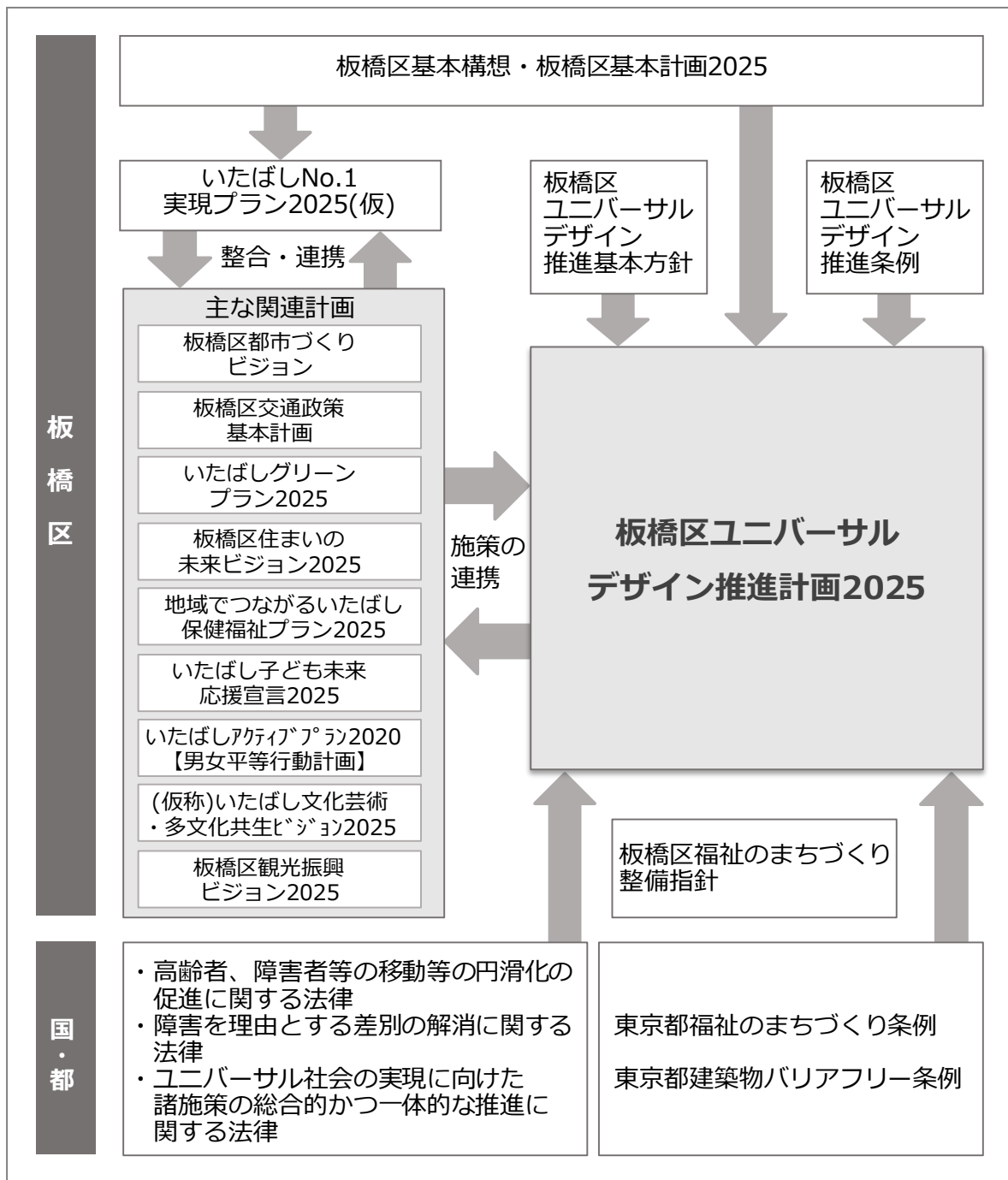
区では、このような前提に立って、平成 28（2018）年度に「板橋区ユニバーサルデザイン推進基本方針」（以下「基本方針」）を策定し、将来像や取り組みの視点などを定めました。

基本方針で定めた将来像に向け、各種事業を計画的に推進するため、平成 29（2017）年度から令和 7（2025）年度までを計画期間とする「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025」を策定し、取り組みを進めています。

## 2 位置づけ

推進計画は、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例第8条を根拠とし、板橋区基本構想及び板橋区基本計画 2025 を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取り組みを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【図表 2】 推進計画の位置づけ



### 3 計画期間

推進計画の計画期間は平成 29（2017）年度から令和 7（2025）年度までの 9 年間です。

そのうち具体的な事業計画は、令和 2（2020）年度までの前期 4 年間と、令和 7（2025）年度までの後期 5 年間の 2 期に分割されます。

後期事業計画にあたる実施計画 2025 の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間です。

なお、社会情勢の変化や関連計画との整合性を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

【図表 3】計画期間

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
板橋区基本計画 2025	[Progress bar from 2017 to 2025]								
いたばしNo.1 実現プラン	No.1プラン 2018		No.1プラン 2021		No.1プラン2025(仮)				
板橋区ユニバーサル デザイン推進計画 2025	実施計画2020(前期4年)				実施計画2025(後期5年)				

見直し

## 第2章



計画の背景・板橋区の現状と課題

## 第2章 計画の背景・板橋区の現状と課題

実施計画 2025 を策定するにあたり、改めて社会情勢を振り返るとともに、実施計画 2020 の進捗状況を把握・点検したうえで、板橋区の現状と課題を整理します。

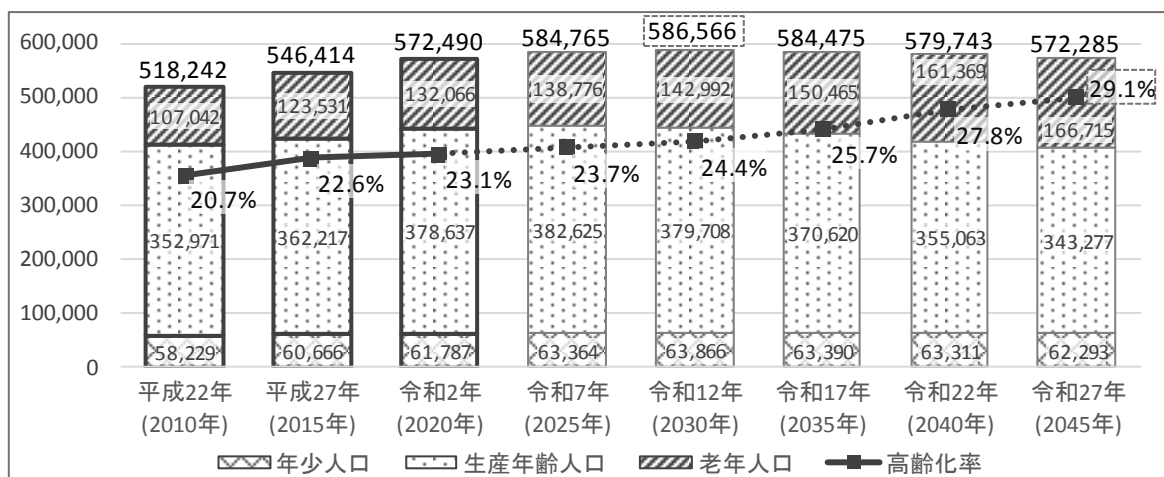
### 1 計画の背景

#### (1) 人口減少と超高齢化の進行

日本では、世界でも類を見ない形で、超高齢化が進行しており、加齢に伴う身体・認知機能の低下などにより、何らかの支援を必要とする人の割合が高まっています。その一方で、人口減少に伴い、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。

区においても高齢化は進み、令和 27（2045）年には高齢化率が 30%近くにまで達する見込みです。また、人口については令和 12（2030）年まで増加傾向が続きますが、その後緩やかに減少していく見込みとなります。

【図表 4】板橋区の人口と高齢化率の見通し



2010年～2020年は板橋区住民基本台帳に基づく実数値。2025年～2045年は板橋区人口ビジョンに基づく推計値。

## (2) SDGs（持続可能な開発目標）の採択

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、すべての国の共通目標となっています。その推進には、国家レベルだけでなく自治体レベルでの取り組みも期待されています。

SDGsの達成のためには、「誰一人取り残さない」社会をつくっていくことが重要であるとされており、すべての人を対象としたユニバーサルデザインの考え方との親和性が高い理念であるといえます。

【図表5】持続可能な世界を実現するための17のゴール



## (3) 国の動き

国では、平成20（2008）年3月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が、平成25（2013）年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。

また、平成30（2018）年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が制定され、国と地方自治体のユニバーサル社会実現に向けた責務が規定されています。

## 2 実施計画 2020 の進捗状況

平成 29（2017）年度から取り組んできた実施計画 2020 に係る 22 の重点事業について、令和 2（2020）年度までの進捗状況を総括評価しました。

全体としてみると、7割以上の重点事業が「順調」となっています。残る3割は計画どおり「完了」しており、計画が順調に推進していることがわかります。

【図表 6】 実施計画2020の進捗状況

指 針	重点事業	進捗状況
<b>指針 1 ひと</b> 地域で支え合う「ひと」の「もてなしの心」を育みます	1-1 ユニバーサルデザインガイドライン等の検討・作成	順調
	1-2 MOTENASHI プロジェクトの推進	完了
	1-3 オリンピック・パラリンピック教育の推進	完了
	1-4 ユニバーサルデザイン研修の実施	順調
<b>指針 2 まちの暮らし</b> 「暮らし」を支える「まち」の力を引き出します	2-1 屋外案内標識デザインガイドラインの策定	完了
	2-2 福祉避難所の整備	順調
	2-3 自転車利用ルール推進	順調
	2-4 おでかけマップの管理・運営	順調
	2-5 コミュニケーション支援機器等の活用	順調
<b>指針 3 まちの空間</b> 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます	3-1 東板橋体育館周辺スポーツ施設整備	順調
	3-2 小豆沢スポーツ施設整備	完了
	3-3 公園のユニバーサルデザイン化	順調
	3-4 中央図書館の改築	完了
	3-5 内方線付き点状ブロック整備支援	完了
	3-6 自転車駐車場の整備	順調
	3-7 駅エレベーターの設置誘導	順調
	3-8 ユニバーサルデザインチェックの実施	順調
	3-9 ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用	順調
<b>指針 4 しゅみ</b> ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しゅみ」を整えます	4-1 会議・イベント等に参加できる環境整備の検討	順調
	4-2 ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用	順調
	4-3 板橋区ユニバーサルデザイン賞の検討・実施	順調
	4-4 アーバンデザインセンター高島平の運営	順調

### 【評価評語について】

「順調」：計画どおりに事業が実施された。

「完了」：計画事業として令和 2 年度までに終了した。

「繰り延べ等」：事業が実施されなかったり、見直しを行ったりした。



### 3 板橋区の現状と課題

計画の背景および実施計画 2020 の進捗状況を踏まえ、改めて板橋区の現状と課題を整理します。

#### (1) 普及啓発や人材育成に関する現状と課題

- 実施計画 2020 の新規事業として、多様な人が抱える困りごとやその対応方法などを理解し、行動することができるよう「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。また、ガイドラインをもとに、気軽に楽しくユニバーサルデザインを学ぶことができるよう、間違い探し形式のパンフレット「まちのなかで気づくかな？」を作成し、普及啓発や人材育成に活用してきました。

引き続き、ガイドラインの内容を充実させていくとともに、より効果的に活用するための新たな手法を検討し、実行していくことが重要です。

- 小学校の総合的な学習の時間などにおいて、ユニバーサルデザインについて学習したり、車いす体験を行ったりするなど、多様な人を理解する教育を行ってきました。

他方、区民におけるユニバーサルデザインの認知度は約 3 割に留まっています。

今後は、区民、地域活動団体<sup>※1</sup>、事業者が、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、日常生活の中での実践につながるよう意識啓発を図り、多様な人を理解する学びの機会を充実させることが必要です。

- 区職員への意識啓発については、実施計画 2020 の新規事業として「ユニバーサルデザイン研修」を実施してきました。その結果、当初約 5 割だった職員におけるユニバーサルデザインの認知度は、約 8 割まで向上しました。

引き続き、職員への意識啓発を図るとともに、日常業務において多様な人の不便さに自ら気づき、解決に向けて取り組むことができるよう、行動変容の動機づけが必要です。

---

※1 町会・自治会、商店街、NPO、社会福祉法人等

## (2) 情報提供や暮らしに関する現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、案内サインや情報表示の多言語化などの環境整備に取り組んできました。引き続き、訪日外国人や板橋区の外国人人口の増加による、さらなる国際化の進展に向けた対応が必要です。

今後は、区の発信する情報が、外国人をはじめ、子どもや障がい者など、だれもが理解しやすいものとなるよう、わかりやすさに一層配慮した取り組みが必要です。また、情報を必要とする人が、必要な時に容易に受け取ることができるよう取り組みも必要です。

- だれもが気兼ねなく外出できるよう、「赤ちゃんの駅<sup>※2</sup>」や「だれでもトイレ」などの設備が備え付けられている施設へアクセスしやすいようなシステムの改修・拡充を進めてきました。

今後は多様化するニーズを捉え、広域的な視点を踏まえつつ最新の技術などを活用して、だれもが社会参加しやすい環境整備を進める必要があります。

- 災害時に備えて、子ども連れや障がい者など、配慮が必要な方が安心して避難することができるよう、事業者や地域活動団体と連携して支援体制を整備してきました。

今後起こりうる首都直下地震や河川の氾濫などを見越して、引き続きハード・ソフト両面から整備を続けていくことが求められています。

- 障がいの有無や、性別、国籍にかかわらず、だれもが本来持っている力を発揮することができるよう、障害者差別解消法に関する講演会を実施したり、スマイルマーケットの運営を支援したりしてきました。

持続可能な社会が求められる中、「誰一人取り残さない」視点を踏まえながら、だれもが生きがいを感じ働きやすい環境を推進していく必要があります。

---

<sup>※2</sup> 乳幼児を連れて外出した際の授乳やおむつ替えのために、気軽に施設を利用できるよう、保育園・児童館・民間商業施設などを赤ちゃんの駅として指定している。

### (3) 公共施設などに関する現状と課題

- 実施計画 2020 で定めた体育施設や図書館、公園などの整備事業は、すべて「順調」となっており、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備が進められています。

また、実施計画 2020 の新規事業として、区公共施設の改修時などにその建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認する「ユニバーサルデザインチェック」を実施してきました。

引き続き、公共施設の価値を高める設計となるよう調整を進めるとともに、今後は竣工後の評価、改善につなげていくことが重要です。

### (4) 移動環境などに関する現状と課題

- 鉄道駅では、区内のすべての駅でバリアフリーの1ルートが確保されています。今後は、複数ルートの整備について必要な協議・調整を行っていくことが求められています。

- 駅ホームからの転落事故を防ぐため、区内のすべての駅に内方線付き点状ブロック<sup>※3</sup>またはホームドアが設置されており、一定の対策がなされています。今後は、駅ホームの安全性を一層確保するため、ホームドアの設置を進めていくことが必要です。

- 歩車道分離道路の改修時などには、車いす使用者や視覚障がい者などに配慮した「板橋型 BF ブロック<sup>※4</sup>」の設置を進め、歩行空間の整備に取り組んできました。

引き続き、移動しやすい歩行空間を整備するとともに、今後は、多様な交通手段により、区内外の拠点間を、だれもが快適に移動できる環境を整えていく必要があります。

- 地域ごとに整備を進めるまちづくり事業においては、だれもがくらしやすく魅力ある生活環境となるよう、多様な人や場面をあらかじめ想定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取り組みを進めていくことが重要です。

---

※3 点状ブロックの内側に安全側を示す1本線が追加されたブロックのこと。

※4 車いすなどの円滑な通行を可能としながら、段差を残したブロックのこと。

## (5) 推進体制に関する現状と課題

- 実施計画 2020 の新規事業として、専門家の意見や助言を得ながら区の職員がユニバーサルデザインの考え方を踏まえて検討するための庁内体制として「ユニバーサルデザイン推進調整会議」を設置し、運営してきました。

ユニバーサルデザインの好循環（スパイラルアップ<sup>※5</sup>）を進めていくためには、庁内における調整や連携を深めて、組織横断的に一丸となって取り組んでいくことが引き続き求められています。

- ユニバーサルデザイン推進協議会などを通じて、多様な立場の方からの意見を取り入れて区の事業を進めてきました。

他方、ユニバーサルデザインと親和性の高いSDGs（持続可能な開発目標）を達成するためには、個々の課題の解決策を探るプロセスで他の課題とつながっていることに気づき、その気づきを起点としてこれまで接点のなかった人たちが出合い、対話を通じて解決策を導くことが求められます。

さらなるユニバーサルデザインの推進にあたっては、まちづくり当事者である区、区民、事業者、地域活動団体が相互に連携して課題解決に取り組むことが重要です。

---

<sup>※5</sup> 計画・実行・評価・改善の好循環のこと。詳細は 37 頁を参照。

## 第3章



ユニバーサルデザインについて

### 第3章 ユニバーサルデザインについて

計画の背景や板橋区の現状と課題などを踏まえて、改めてユニバーサルデザインについて共通の理解を深めるため、基本的な考え方、要件、効果などを整理します。

#### 1 ユニバーサルデザインについて

##### (1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることです。

##### (2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

###### ① 「すべての人」が対象

ユニバーサルデザインの定義から、その対象は「すべての人」となります。

###### ② 「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後の対応ではなく、多様なニーズを考慮して、すべての人が利用できる環境を「はじめから」つくるという発想となります。それゆえ、やさしく統一感のある美しいデザインとなります。

###### ③ 「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢

多様なニーズに対応できる環境を実現するという目標を掲げ、粘り強く検討を重ね、ハード・ソフトの両面から、その状況における最適な手法を提供するという姿勢となります。

【図表7】ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類	取り組み		一般的な例
<b>ハード面</b> (モノ：物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		空間（駅前、商店街、住宅地、農地等）、施設（道路、公園、建物、交通、サイン）、設備・機器、製品等
<b>ソフト面</b> (コト：事象的要素)	「空間」の整備を補完する取り組み		施設・設備等の維持管理、運用等
	「空間」の整備以外の取り組み	「くらし」の基盤づくり	情報提供、地域コミュニティ、見守り、活動連携・協働、ボランティア、マナー・ルール、交通安全、防災、防犯等
		「くらし」の質の向上	歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテイメント等
<b>ソフト面</b> (ヒト：心的要素)	他者へのもてなしを実現する取り組み	「しくみ」の充実・運用	制度、区民参加、組織、推進体制等
		「ひと」の意識醸成	相互理解、学校教育、人材育成、生涯学習、普及啓発等
		「ひと」による思いやりのある配慮、サービス等の提供	気配り・目配り・心配りの対応、接遇、接客等

## ④ 「本来の価値・感性価値を配慮し提供する」という姿勢

ハード面の改善により、資源が持っている本来の価値を損なう可能性がある場合には、その価値との調和を図り、可能な範囲の整備を行うことが重要です。

また、だれもが本来持っている心地よいと感じる感情（感性価値）とは何かを十分に検討することも大切です。

【図表8】「本来の価値」と「感性価値」の例

分類	【例】
本来の価値	文化遺産の保全・活用の分野では、文化遺産が本来持っている価値を損なわず、次世代へ継承できるように、修理等を行う際は配慮する。
感性価値	段差が生じる日本的な出入口など物理的なバリアとされるものも、本来の価値を提供するために必要な「しつらえ <sup>※6</sup> 」と評価し、五感に訴える演出や「もてなし」と併せて提供する。

## ⑤ 「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

ユニバーサルデザインは、単に「デザインの物理的な結果や特徴」を指す言葉ではありません。すべての人が社会参加できるように、物や空間、活動やサービスなどが人に与える影響をデザインするという考え方と言えます。

時代や社会構造の変化、技術の進歩、ニーズの変化などを踏まえ、すべての人、多様なニーズに対応できる環境の実現に向かって、多様な主体の協働により、絶えず改善を考え、実践し続けるプロセスそのものがユニバーサルデザインと言えます。

## (3) ユニバーサルデザインの原則など

ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家であるロナルド・メイス氏によって提唱された考え方です。同氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力して、「ユニバーサルデザインの7原則」がまとめられました（資料編3）。

さらに、近年ではユニバーサルデザインに関するさまざまな研究や取り組みが進められており、この7原則以外にも、価値を向上させる「価値向上要件」や、質が高く、的確かつ継続的に進めていくために必要なプロセス（手続き）に関する「プロセス要件」も整理されています（資料編4）。

※6 用意や準備のこと。

#### (4) ユニバーサルデザインによる効果

ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき取り組んだ結果、期待される主な効果を整理します。

##### ① 地域コミュニティの充実

地域の多様な人が参画し、協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、「もてなしの心<sup>※7</sup>」を持つ人が増え、ともに暮らし続けられる地域コミュニティの充実が図られます。

##### ② 豊かなくらしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域にあった豊かなくらしが実現されます。

##### ③ 経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、より良いものが安価に提供される、市場が拡大するなどの経済的な効果が期待できます。

##### ④ コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが発生せず、中長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

##### ⑤ 環境負荷の低減

あらかじめさまざまな変化に柔軟に対応できるような設計とすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

##### ⑥ 社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人が、あらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加できる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

---

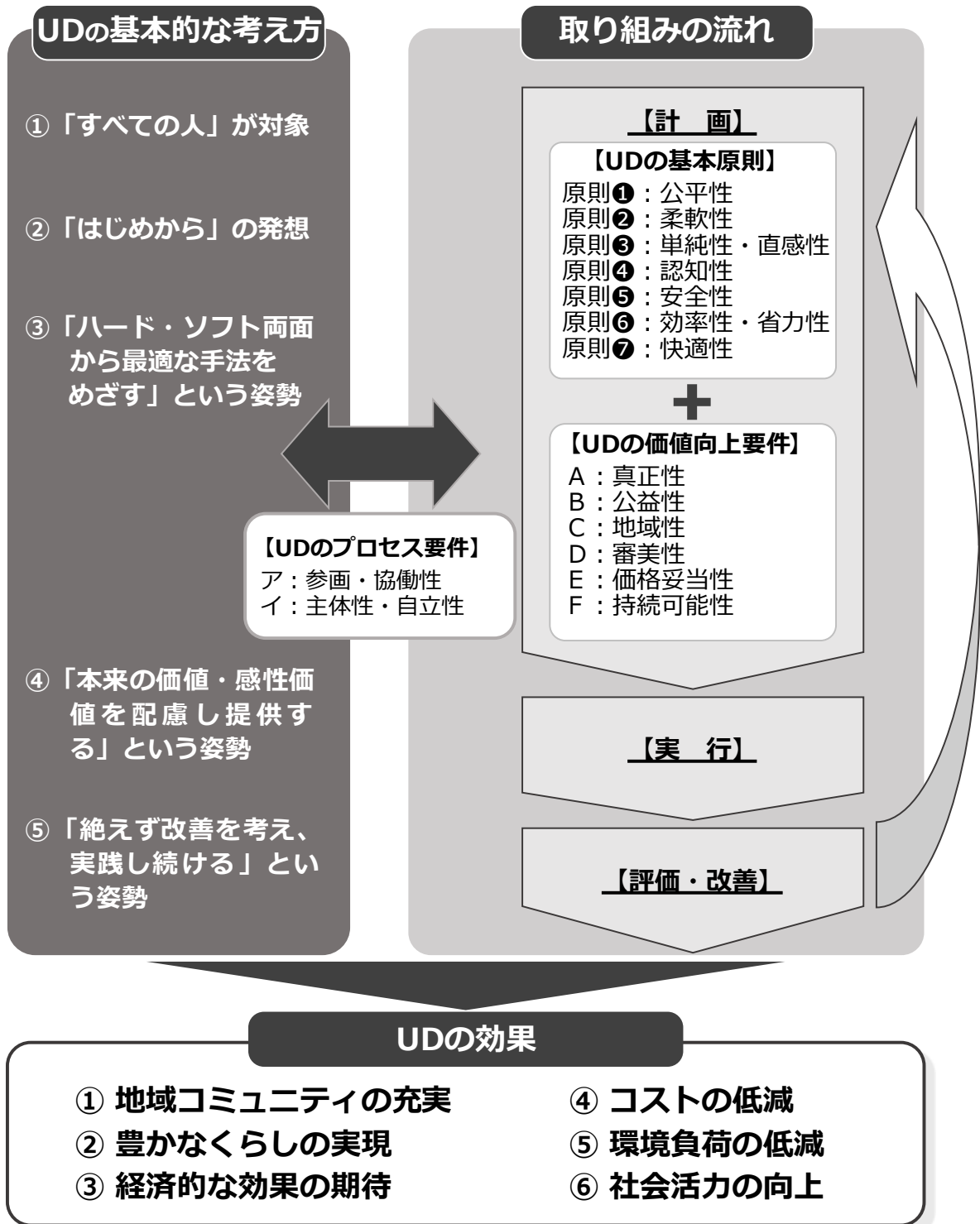
※7 板橋区人材育成・活用方針-ひと創り 2025 では、相手の立場に立って、相手が求めていることに誠実かつ自発的に応えようとする姿勢を指しています。



## 2 ユニバーサルデザインの全体像

ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、これまで述べてきたユニバーサルデザインの「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。

【図表9】ユニバーサルデザインの全体像



※表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

### 3 ユニバーサルデザインの効果とSDGsのゴール

ユニバーサルデザインは、すべての人がくらしやすい地域社会を実現するという点から、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための目標であるSDGsと同じ方向性をめざしています。そのため、ユニバーサルデザインの推進により期待される6つの効果は、SDGsに示される17のゴールとつながるものです。以下の図は、そのユニバーサルデザインの効果とSDGsの17のゴールとの関係を示したものです。

【図表10】ユニバーサルデザインとSDGsの関係



○SDGsの17のゴール

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう            | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう     |
| 2 飢餓をゼロに             | 10 人や国の不平等をなくそう       |
| 3 すべての人に健康と福祉を       | 11 住み続けられるまちづくりを      |
| 4 質の高い教育をみんなに        | 12 つくる責任つかう責任         |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう      | 13 気候変動に具体的な対策を       |
| 6 安全な水とトイレを世界中に      | 14 海の豊かさを守ろう          |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 15 陸の豊かさを守ろう          |
| 8 働きがいも経済成長も         | 16 平和と公正をすべての人に       |
|                      | 17 パートナースhipで目標を達成しよう |

## 第4章



将来像、取り組みの指針と施策

## 第4章 将来像、取り組みの指針と施策

第2章で整理した板橋区の課題と、第3章で俯瞰したユニバーサルデザインの考え方を踏まえて改めて対象などを検討するとともに、必要な施策を定めます。

### 1 めざす将来像

ユニバーサルデザインの基本的な考え方から対象は「すべての人」となりますが、「すべての人」といっても、大人、子ども、高齢者、外国人、障がい者などさまざまです。特に子どもは発達過程にあり、体力、知識、判断力などが十分ではありません。だれもが子どもの時代を経ていることから、子どもの目線に立ち、子どもが過ごしやすい安心・安全な環境を整えることは、すべての人にとってやさしい環境であるということができます。

そこで、区ではユニバーサルデザインの基本的な考え方に加え、「子どもがくらしやすいまち、すべての人がくらしやすいまち」との考え方に立ったうえで、改めて対象を「すべての人」とします。

これらを踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

#### めざす将来像

もてなしの心を大切に、  
すべての人が心地よさを描けるまち いたばし

### 2 取り組みの指針など

めざす将来像の実現に向けた取り組みを進めていくうえで、必要な指針などを定めます。

なお、板橋区基本構想では「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（環境）」に着目した基本理念が定められており、これら基本理念とユニバーサルデザインの考え方とは親和性が高いと考えられることから、これも踏まえます。

#### 板橋区基本構想の基本理念

- ① 「ひと（個人）」に着目した「あたたかい気持ちで支えあう」
- ② 「まち（地域）」に着目した「元気なまちをみんなでつくる」
- ③ 「みらい（環境）」に着目した「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」

【図表1-1】基本構想との関係

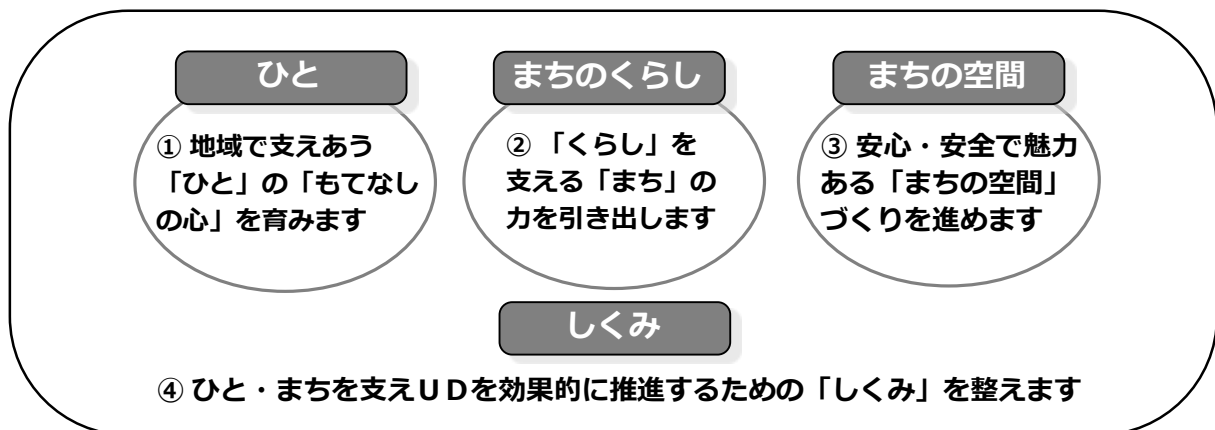
基本構想		▶	取り組みの分類	
着目点	基本理念			
ひと (個人)	<b>【あたたかい気持ちで支えあう】</b> ○だれもが等しく個性ある人間として互いに尊重し、 相手を思いやる「もてなしの心」を持つ ○だれもが地域で支えあう気持ちを持つ	▶	①ひと	④しくみ
まち (地域)	<b>【元気なまちをみんなでつくる】</b> ○区民一人ひとりや地域のさまざまな団体、関係機関 などが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」とい う気概を持って対等の立場で協働しながら、地域の 課題を自ら積極的に解決していく ○まちに安心・安全と元気や魅力を生み出す	▶	②まちの くらし	
みらい (環境)	<b>【みどり豊かな環境を未来へつなぐ】</b> ○自然環境・生活環境や便利で快適な都市環境を持続 可能な状態で次世代へ継承する	▶	③まちの 空間	

「ひと」「まちのくらし」「まちの空間」と、これを支える「しくみ」を取り組みの分類とし、それぞれに対応した取り組みの指針を以下のとおりとします。

取り組みの指針

- ① 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます。
- ② 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します。
- ③ 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。
- ④ ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます。

【図表1-2】取り組みの分類と取り組みの指針の関係



### 3 取り組みの視点

めざす将来像の実現に向けて、取り組みの指針に基づくユニバーサルデザインの推進・展開を図っていくために、指針ごとに2つの視点を定めます。

【図表 1 3】取り組みの視点

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
ひと 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「 <b>お互いさま</b> 」へ	ひとごとを自分のこととしてとらえるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認めあう。	高齢者、障がい者、子育て世代、外国人など多様な区民がお互いの立場を伝えあう機会をつくる。
	「知る・学ぶ」「気づく」「 <b>体験・共感</b> 」の循環	不便や利用しづらいつとを感じることを知る・学ぶことで、新たな気づきが生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていく。	外出時の車いす体験、視覚・聴覚障がい者体験、妊婦体験などの機会をつくる。
まちのくらし 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します	「支援する」「支援される」から「 <b>共にくらす</b> 」へ	支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認めあいながら、共にくらす関係（意識）づくりを進める。	外国から引っ越してきた家族の買物支援をしていた方の子どもが、その家族の方から外国語を教えてもらうようになるなど、お互いの存在を認めあう意識づくりをする。
	「できる」「できない」から「 <b>できることから</b> 」へ	できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐでできることから始める。	利便性が悪いがすぐに改修できない施設について、貼り紙で利用方法を伝えたり、利用サポートを人的対応で行ったりする。

取り組みの分類と指針	視点	考え方	例
<b>まちの空間</b> 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます	「知識」「技術」を活かし、「 <b>知恵・工夫</b> 」を発想する	知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。	店舗敷地内の段差が構造上・安全上解消できない場合は、利用者用に取り外し可能なスロープを常備する。
	「作る」「使う」そして「 <b>担う</b> 」視点へ	空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う(管理・運用する)視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。	階段昇降機など UD 設備の定期的なメンテナンスと利用方法の周知を行う。  ベンチを置いたため手すりが使えない、ベビーカースペースが荷物置場になって使えないなど、目的外使用によって UD 機能が損なわれないように施設運営を行う。
<b>しくみ</b> ひと・まちを支え UD を効果的に推進するための「しくみ」を整えます	「始める」「終わる」から「 <b>続ける</b> 」へ	始めて終わるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。	定期的に利用者の満足度を調査し、すぐにできる、ちょっとした改善を実施する。  同種・類似の取り組みを調査・研究し、取り入れられる改善をすぐに行う。
	「計画する・実行する・評価する・改善する」を「 <b>ノウハウ化</b> 」する	取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環(スパイラルアップ)を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。	UD 化の成功事例の評価だけでなく、失敗事例とその原因を把握・整理し、今後の UD の取り組みに活かす。  UD 事例を整理・分析し、取り組み指針などとしてまとめる。

## 4 視点と施策

将来像に向けて、4つの取り組みの指針に対応する8つの視点とともに、これらに対応する区の施策を定めます。

取り組みの  
指針

1

### 地域で支えあう「ひと」の 「もてなしの心」を育みます

取り組みの  
視点

- 「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「お互いさま」へひとごとを自分のこととして捉えるとともに、相手の立場にも立って、その違いや共通点を想像し、認めあうという「お互いさま」の視点を持ちます。
- 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環  
不便や利用しづらいと感ずることを知る・学ぶことで、新たな気づき生まれ、体験することで共感に変わる。その循環を積み重ねていくという「体感・共感」の視点を持ちます。

#### 施策 1-1

#### ユニバーサルデザインの意識啓発の推進

- ユニバーサルデザインの考え方について正しく理解し、区、区民、地域活動団体、事業者が日常の生活の中で実践できるよう、意識の啓発を図っていきます。

#### 施策 1-2

#### 多様な立場の方を理解する学びの機会の充実

- 学校教育や外国人とのふれあい、障がい者の理解促進事業などの場を通じて、異なる立場や文化、行動様式を学ぶ機会を充実させます。
- 自分が「子ども、異性、高齢者、外国人などであったら…」という想像力を働かせることができるような、体験機会を充実させます。

#### 施策 1-3

#### 区職員の意識啓発の推進

- 区の職員が、施設の利用や窓口対応などにおける不便な点に自ら気づき、ハードとソフトの両面から課題を発見し、解決に向けて取り組むことができるよう意識啓発を図ります。



## 取り組みの 指針

# 2

## 「暮らし」を支える

## 「まち」の力を引き出します

### 取り組みの 視点

- 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ  
支援する側、支援される側という関係（意識）ではなく、お互いの存在を認めあいながら、共にくらす関係（意識）づくりを進める。
- 「できる」「できない」から「できることから」へ  
できないと簡単にあきらめず、小さな一歩を踏み出すために、まずは、身近なすぐにはできることから始める。

### 施策 2-1

#### わかりやすい情報の提供など

- 区が発信する情報が、子どもをはじめ、障がい者や外国人など、だれもが理解しやすいものとなるよう、見やすさとわかりやすさに配慮した提供方法とします。
- 情報を必要とする人が、必要な時に容易に受け取ることができるような取り組みを行います。

### 施策 2-2

#### 気配り・目配り・心配りの対応

- 多様なニーズに対応できるよう行政窓口サービスを充実させるほか、日常の配慮とともに、災害などの非常時における配慮についても検討を進めます。
- 支援されることで感じる心理的な負担を感じることがないように、できるだけ自分の力でできるような配慮を行います。

### 施策 2-3

#### 社会参加しやすい環境整備

- 子育て世代、障がい者、外国人、高齢者など、多様な立場の方が、社会や地域活動に参加することができる設備やサービスを充実させます。

取り組みの  
視点

- 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する  
知識・技術だけでは解決できないものでも、知恵と工夫で、ソフトも含めた代替策・解決策を創造する。
- 「作る」「使う」そして「担う」視点へ  
空間を作る、使う視点に加え、空間が効果的に活用されるように担う（管理・運用する）視点を持った、まちの空間の魅力を継続させる。

施策 3 - 1

建物や公園のユニバーサルデザインの推進

- 公共施設の新築・改築・改修などを行うにあたり、その施設や地域の特性、コストなどを総合的に判断し、だれもが利用しやすい施設となるようハード・ソフト両面から検討を重ねます。
- 福祉のまちづくり整備指針を踏まえ、東京都と連携し、施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備を進めます。

施策 3 - 2

移動環境のユニバーサルデザインの推進

- 移動しやすい歩行空間を整備するとともに、鉄道駅へのエレベーターやホームドアの設置誘導を進め、安心して快適な移動環境を整えます。
- 公共交通サービス水準が改善され、多様な交通手段により移動できるよう、必要な協議・調整を行います。

施策 3 - 3

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- だれもがくらしやすい生活環境となるよう、地域ごとの魅力あるまちづくり事業に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

取り組みの  
指 針

4

ひと・まちを支えユニバーサルデザインを  
効果的に推進するための「しくみ」を整えます

取り組みの  
視点

- 「始める」「終える」から「続ける」へ  
始めて終えるのではなく、常に新しい価値の創造をめざして、改善や挑戦を続けていく。
- 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する  
取り組みについて計画・実行・評価・改善を繰り返し継続し、好循環（スパイラルアップ<sup>※8</sup>）を図るとともに、経験の蓄積をノウハウ化する。

施策4-1

区民参加のしくみづくりの推進

- 多様な区民の意見を取り入れられるよう、既存の会議体や意見聴取の方法を活用するなど、区民参加のしくみを整えます。

施策4-2

庁内体制・取り組みのスパイラルアップ

- 公共施設整備について、専門家の意見や助言を得ながら、区の職員が検討する庁内体制を運用し、取り組みの改善を図ります。
- 区の事業において、多様な人が参加できるよう実施している配慮や工夫を共有し、評価・改善を図ります。

施策4-3

ユニバーサルデザインを持続するための基盤づくり

- 事業者などの優良事業を発掘し、区内外に広くアピールするとともに、好事例を蓄積し公表していくことで、事業者などによるユニバーサルデザインの推進を加速させるとともに、区のブランド力を強化していきます。
- 先進的に取り組む団体や事業者などとの連携体制を構築することで、ユニバーサルデザインの推進に向けた人材育成や普及啓発、具体的な行動などにつなげていくための環境を整えます。

※8 スパイラルアップについては、37頁参照。

## 5 取り組みの指針、施策、視点の関係

めざす  
将来像

もてなしの心を大切に、  
すべての人が心地よさを描けるまち  
いたばし

### 取り組みの指針

#### 指針 1 地域で支えあう「ひと」の 「もてなしの心」を育みます

ひと

【取り組みの視点】

- 「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「お互いさま」へ
- 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環

#### 指針 2 「暮らし」を支える 「まち」の力を引き出します

まちの  
暮らし

【取り組みの視点】

- 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ
- 「できる」「できない」から「できることから」へ

#### 指針 3 安心・安全で魅力ある 「まちの空間」づくりを進めます

まちの  
空間

【取り組みの視点】

- 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する
- 「作る」「使う」そして「担う」視点へ

#### 指針 4 ひと・まちを支え ユニバーサルデザインを効果的に 推進するための「しくみ」を整えます

しくみ

【取り組みの視点】

- 「始める」「終わる」から「続ける」へ
- 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する

## 施策

施策 1-1

ユニバーサルデザインの意識啓発の推進

施策 1-2

多様な立場の方を理解する学びの機会の充実

施策 1-3

区職員の意識啓発の推進

施策 2-1

わかりやすい情報の提供など

施策 2-2

気配り・目配り・心配りの対応

施策 2-3

社会参加しやすい環境整備

施策 3-1

建物や公園のユニバーサルデザインの推進

施策 3-2

移動環境のユニバーサルデザインの推進

施策 3-3

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策 4-1

区民参加のしくみづくりの推進

施策 4-2

庁内体制・取り組みのスパイラルアップ

施策 4-3

ユニバーサルデザインを持続するための基盤づくり

## 6 各主体の役割

区、区民、地域活動団体、事業者が、それぞれの特性や役割を理解し、ユニバーサルデザインの考え方を共有しながら、連携・協働して取り組んでいきます。

### (1) 区の役割

区は、ユニバーサルデザインの考え方の周知・普及・啓発を行うとともに、国や東京都など関係機関、区民、地域活動団体、事業者など、多様な主体との連携・協働により、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組んでいきます。

### (2) 区民に期待される役割

区民は、ユニバーサルデザインの推進にあたって、まちづくりの主体という認識のもと、計画、実行、評価、改善の各段階へ参画することが期待されます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を自ら学び、多様な人の個性を認め、「もてなしの心」を持って、地域の課題解決の担い手として、その能力を発揮することが期待されます。

### (3) 地域活動団体に期待される役割

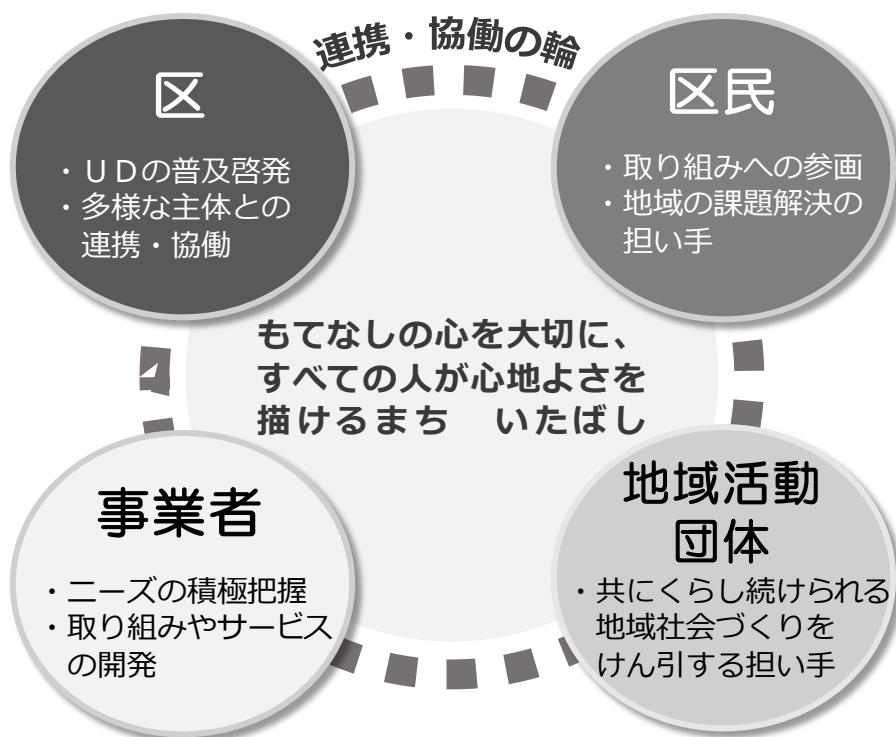
地域活動団体は、共にくらし続けられる地域社会づくりをけん引する担い手として、さまざまな地域課題の解決に主体的に取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方を地域で共有するための核となり、新たな担い手を発掘し、地域ぐるみの活動へと展開させる役割が期待されます。

### (4) 事業者期待される役割

事業者は、多様なニーズを積極的に把握し、これまでの取り組みやサービスを充実させたり、最新技術を活用したりし、ニーズに応じた取り組みやサービスを開発することが期待されます。

また、従業員が持てる能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境づくり、制度の実施・運用などを図っていくことが期待されます。

【図表1-4】各主体の役割







## 第5章



実施計画 2025

## 第5章 実施計画 2025

この章では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までに実施する事業を掲載します。

### 1 実施計画の体系

#### (1) 計画事業と事業の体系

区が実施するユニバーサルデザインを推進する取り組みの体系を示します。

計画事業の検討にあたっては、実施計画 2020 において着実な成果を上げ、今後とも継続的に取り組んでいく事業のほか、既存の事業をスパイラルアップさせることにより、ユニバーサルデザインのさらなる定着・発展に寄与する事業を抽出しています。また、今回明らかになった課題の解決に向けて新たな事業を追加しています。

令和3（2021）年度からの5年間はこれらの取り組みを進めるとともに、推進計画の計画期間（9年間）を通しての総括を行い、次期計画につなげていきます。

#### (2) 重点事業と推進事業

実施計画 2025 における「重点事業」と「推進事業」について、以下のとおり整理します。

重点事業：特にユニバーサルデザインの推進に資すると考えられる事業、本計画で掲げた施策の進捗を図る上で有用な事業

推進事業：重点事業以外の事業で、直接的・間接的にユニバーサルデザインの推進に資すると考えられる事業

なお、便宜上事業は体系ごとにまとめていますが、ユニバーサルデザインは「すべての人」が対象であるため、特定の人を対象としている既存の事業であっても、他の事業と組み合わせることで幅広い人に適合できる、より効果的な事業としていくことが重要です。

## 2 計画の推進に向けて

### (1) 進行管理の実施とスパイラルアップ

区は、重点事業の進捗状況を把握・点検し、計画・実行・評価・改善の好循環（スパイラルアップ）を図ります。

### (2) 計画の進捗状況の報告など

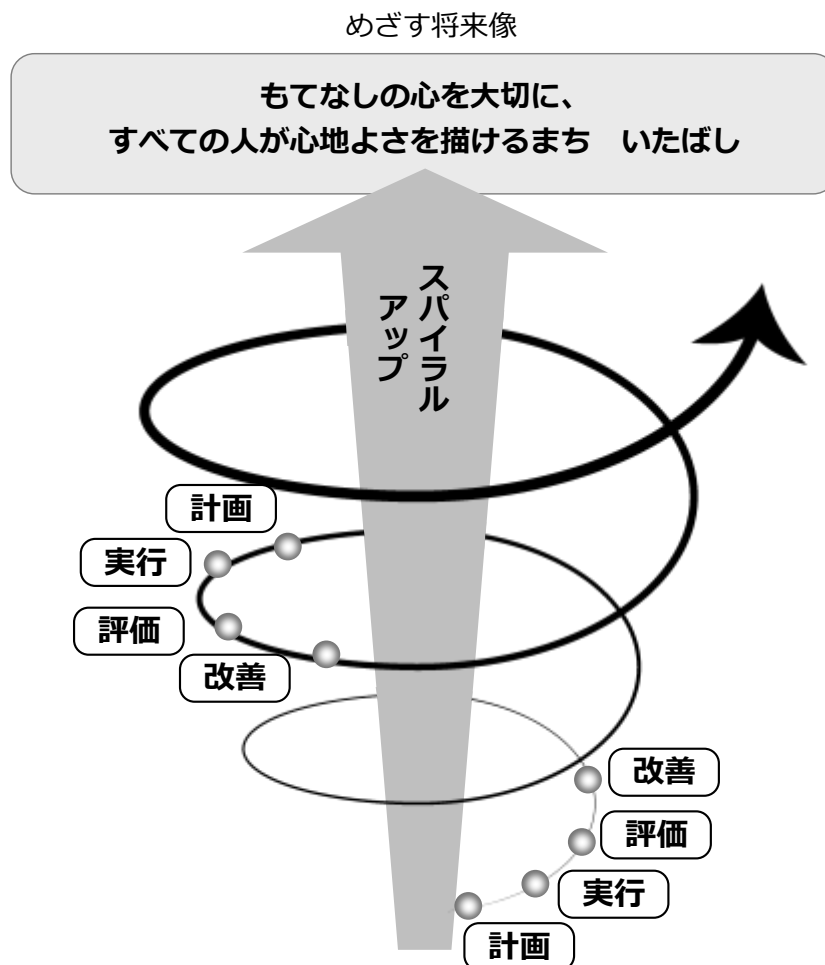
区は、学識経験者、関係団体、公募区民、事業者で構成する「板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会」において計画の実施状況の報告を行うとともに、必要な助言などを求めています。併せて、報告内容の公表を行います。

### (3) ユニバーサルデザイン協議会などによる点検、意見聴取

板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会において計画の実施状況の把握や点検を行います。また、区民や障がい者団体などから意見を求め、多様な視点を反映させていきます。

さらに、区の職員で構成する「板橋区ユニバーサルデザイン推進本部」においても計画の実施状況の把握や点検を行い、必要な改善や見直しを行っていきます。

【図表 1 5】スパイラルアップのイメージ



### 3 事業一覧

▶ひと		
取り組みの 指 針	<b>1</b>	<b>地域で支えあう「ひと」の 「もてなしの心」を育みます</b>
施策 1-1	<b>ユニバーサルデザインの意識啓発の 推進</b>	[01]ユニバーサルデザインガイドラインの更新 [02](仮称)ユニバーサルデザインライブラリーの設 置・活用★ [03](仮称)子どもに対するユニバーサルデザインの 普及啓発★
施策 1-2	<b>多様な立場の方を 理解する学びの 機会の充実</b>	[04]カラーリボンを活用した横断的な啓発活動★
施策 1-3	<b>区職員の意識啓発 の推進</b>	[05]ユニバーサルデザイン研修の実施 [06](仮称)職員提案におけるユニバーサルデザイン 部門賞の実施★
	<b>推進事業</b>	[07]ユニバーサルデザイン展示の実施★ [08]ユニバーサルデザイン出前講座の実施★ [09](仮称)高齢者に対するUDの普及啓発★ [10]障がい者理解促進事業 [11]障害者差別解消法研修の実施 [12]シニア世代活動支援プロジェクトの推進★ [13]認知症カフェ★ [14]児童や生徒の国際理解教育等の充実 [15]日本語教室の開催 [16]中学生と乳幼児のふれあい体験事業 [17]中学・高校生の子育て体験事業★ [18](仮称)男女平等参画のための情報発信 [19]環境教育の推進★ [20]ユニバーサルデザインニュースの発行 [21]カラーユニバーサルデザイン相談窓口★ [22]魅力発信サポート事業の実施★ [23](仮称)男女平等参画のための区職員の理解促進

網掛けは重点事業。詳細は「3 事業概要」のとおり。★は新規掲載事業。

▶まちのくらし

取り組みの  
指 針

2

「くらし」を支える

「まち」の力を引き出します

<p>施策 2-1</p>	<p>わかりやすい情報の提供など</p>	<p>[24]だれもが使いやすいホームページの運用★</p>
<p>施策 2-2</p>	<p>気配り・目配り・心配りの対応</p>	<p>[25]板橋区役所受付案内システムを活用した案内★ [26]福祉避難所の整備 [27]要配慮者支援体制の充実</p>
<p>施策 2-3</p>	<p>社会参加しやすい環境整備</p>	<p>[28]おでかけマップの管理・充実 [29]コミュニケーション支援機器等の活用</p>
<p>推進事業</p>	<p>[30]防災情報のユニバーサルデザイン化★ [31]避難所におけるユニバーサルデザインの推進★ [32]女性のための災害対策ハンドブックの運用★ [33]外国人の防災訓練への参加促進 [34]板橋区統合アプリ「ITA-Port」の運営★ [35]板橋区観光アプリ「ITA-マニア」の運営★ [36]いたばし子育てナビアプリ★ [37]屋外案内標識デザインガイドラインに基づく整備★ [38]区報の音声版、点字版の発行 [39]呼びかけ看板等の多言語化 [40]多言語の情報提供 [41]外国人向けガイドマップの作製 [42]「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業の推進 [43]手話講習会の実施 [44]板橋区版AIPの構築 [45]見守りネットワーク [46]国際交流員・語学ボランティアによる通訳支援★ [47]窓口における電話通訳対応 [48]妊婦・出産ナビゲーション事業 [49]児童館子育て相談エール [50]自転車利用ルール推進 [51]スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加 [52]障がい者の就労促進 [53]スマイルマーケットの運営 [54]外国人児童・生徒への日本語学習初期支援 [55]赤ちゃんの駅の指定 [56]バリアフリー相談窓口</p>	

**安心・安全で魅力ある**

**「まちの空間」づくりを進めます**

<p><b>施策 3-1</b></p>	<p><b>建物や公園のユニバーサルデザインの推進</b></p>	<p>[57]ユニバーサルデザインチェックの実施 [58]公園のユニバーサルデザイン化 [59]魅力ある学校づくりの推進 [60](仮称)子ども家庭総合支援センターの整備★</p>
<p><b>施策 3-2</b></p>	<p><b>移動環境のユニバーサルデザインの推進</b></p>	<p>[61]鉄道駅エレベーター・ホームドアの設置誘導★ [62]無電柱化の促進</p>
<p><b>施策 3-3</b></p>	<p><b>ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b></p>	<p>[63]まちづくり事業の推進「大山駅周辺地区」★ [64]まちづくり事業の推進「板橋駅周辺地区」★ [65]まちづくり事業の推進「上板橋駅南口駅前地区」★ [66]高島平地域のまちづくり★</p>
<p>推進事業</p>		<p>[67]東板橋体育館周辺スポーツ施設整備 [68]公園・公衆トイレの改修 [69]本庁舎サインの適正な維持管理 [70]公共施設の情報共有 [71]介護保険による住宅改修の給付 [72]高齢者住宅設備改修助成事業の実施 [73]障害者総合支援法による住宅改修助成 [74]住宅リフォーム支援事業 [75]商店街バリアフリー促進事業 [76]福祉のまちづくり整備指針の運用等 [77]区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業★ [78]シェアサイクルの実証実験★ [79]公共交通の機能向上と整備促進 [80]区道の補修 [81]歩道の段差解消 [82]自転車通行空間の整備 [83]自転車駐車場の整備 [84]小学生自転車運転免許証交付事業</p>

▶しくみ

取り組みの  
指 針

4

**ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます**

**施策 4-1** 区民参加のしくみづくりの推進

[85](仮称)ユニバーサルデザイン推進協議会を活用したまちづくりの推進★  
[86]板橋区コミュニティ・スクールの運営★  
[87]会議・イベント等に参加できる環境整備の推進

**施策 4-2** 庁内体制・取り組みのスパイラルアップ

[88]ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用  
[89]ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用  
[90]事業運営のスパイラルアップの共有★

**施策 4-3** ユニバーサルデザインを持続するための基盤づくり

[91]板橋区ユニバーサルデザイン賞の実施  
[92]いたばしグッドバランス推進企業表彰★  
[93]多様な主体との連携体制の構築★

推進事業

[94]パブリックコメントの実施★  
[95]いたばしタウンモニター・eモニターの実施★  
[96]情報公開の推進★  
[97]登録保育者派遣★  
[98]ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の実施  
[99]板橋区福祉有償運送運営協議会の運営  
[100]板橋区総合窓口運営連絡会の実施★  
[101]施設整備に係るプロジェクトマネジメント  
[102]優良事業等報奨制度

#### 4 事業概要

重点事業と推進事業の概要を示します。なお、事業名、事業概要および年度別計画については、次期実施計画との整合を図ります。

##### ○指針 1

##### (地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます)の重点事業(6事業)

番号	01	事業名	ユニバーサルデザインガイドラインの更新			
担当課	障がい政策課					
事業概要	区、区民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目をまとめた「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」について、新しく確立された配慮事項や技術の進歩、ニーズの変化などによるノウハウの蓄積等を踏まえ、常に見直しを図り、最新情報に更新・公開することで、ユニバーサルデザインの意識啓発と行動変容を促します。					
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
			調整中			

番号	02	事業名	(仮称)ユニバーサルデザインライブラリーの設置・活用			
担当課	障がい政策課					
事業概要	区、区民、事業者、地域活動団体が実施しているユニバーサルデザインを活用した事例を収集し公開する、「(仮称)ユニバーサルデザインライブラリー」を設置・活用することにより、ユニバーサルデザインの普及啓発をスパイラルアップします。					
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
			調整中			



番号	03	事業名	(仮称)子どもに対するユニバーサルデザインの普及啓発		
担当課	障がい政策課				
事業概要	小学生などの子どもを対象に、ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちなかで気づくかな？」を用いた普及啓発活動を行います。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	04	事業名	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動		
担当課	男女社会参画課				
事業概要	人権尊重の視点に立ち、カラーリボンを活用した積極的な啓発活動を関係各課と連携しながら進めます。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	05	事業名	ユニバーサルデザイン研修の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要	区の職員に対し、接遇や特性の理解などソフト面に加え、設計や管理運営などハード面の視点を取り入れたユニバーサルデザインの研修を行い、意識向上を図ります。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	06	事業名	(仮称)職員提案におけるユニバーサルデザイン部門賞の実施		
担当課	ブランド戦略担当課、障がい政策課				
事業概要	職員からユニバーサルデザインに資する取り組みの提案を募集し表彰することで、ユニバーサルデザインに着目した業務改善の視点を養うとともに、区のユニバーサルデザインの推進を加速させます。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

## 指針1 推進事業

No.	事業名	事業概要	担当課
07	ユニバーサルデザイン展示の実施	板橋区が実施する様々なイベントにおいて、ユニバーサルデザインの普及啓発コーナーを設けることで、区民、地域活動団体、事業者への普及啓発を行います。	障がい政策課
08	ユニバーサルデザイン出前講座の実施	区民や地域活動団体、事業者を対象に、区の出前講座を活用して、学習会の場に区職員を講師として派遣し、ユニバーサルデザインを学び、生活の中で実践できるような機会を提供します。	障がい政策課、生涯学習課
09	(仮称)高齢者に対するUDの普及啓発	区内在住・在勤の60才以上の方を対象に、グリーンカレッジにおいて、ユニバーサルデザインを学び、生活の中で実践できるような機会を提供します。	長寿社会推進課、障がい政策課
10	障がい者理解促進事業	障がい者当事者を講師とした福祉体験学習などを通じて、障がいに対する区民の理解を深めつつ、交流の場を広げ、地域におけるノーマライゼーションの普及、促進を図ります。	障がいサービス課
11	障害者差別解消法研修の実施	障害者差別解消法に関する研修を実施し、障がいを理由とする差別の禁止や、合理的配慮等について学ぶ機会を提供します。	障がい政策課
12	シニア世代活動支援プロジェクトの推進	シニア世代の就労やボランティア活動等の社会活動を促進することで、生きがいの助長と健康の維持・増進を支援するとともに、地域社会を支える活動の担い手づくりを進めます。(調整中)	長寿社会推進課
13	認知症カフェ	認知症への正しい理解を広めるため、認知症の本人・家族・地域住民・専門職などだれもが参加できる交流会などを実施したり、認知症カフェの普及啓発を目的とした板橋区認知症カフェリーフレットを作成したりすることで、認知症の本人や家族がくらしやすい基盤をつくり、だれもがくらしやすい地域をめざします。	おとしより保健福祉センター

No.	事業名	事業概要	担当課
14	児童や生徒の国際理解教育等の充実	区内の小中学生に異文化に対する開かれた意識等を醸成するために、外国人が自国の文化・習慣を紹介したり、児童・生徒が自分たちで調べたりする授業を実施します。	文化・国際交流課
15	日本語教室の開催	日本語を話せない外国人のために、日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する財団主催の教室を開催します。	文化・国際交流課
16	中学生と乳幼児のふれあい体験事業	中学生が将来の親育ちのため、児童館で乳幼児親子とのふれあいを体験するとともに、さまざまな意見交換を行います。	子ども政策課
17	中学・高校生の子育て体験事業	区立保育園において、保育士や看護師と一緒に保育体験を行い、園児の成長や発達の状態を学び、子育てに対する喜びを体験することにより、中学生及び高校生の時期に理解を深めます。	保育サービス課
18	(仮称)男女平等参画のための情報発信	「男女平等推進センターだより スクエアー・I (あい)」及び「I City～あいしてい～」を発行することにより、男女平等参画に係る情報提供を行います。	男女社会参画課
19	環境教育の推進	多世代を対象として、多様な立場の方を理解することができるようなESD(持続可能な社会の実現に向けた教育)の視点を取り入れた環境教育プログラム及び環境教育カリキュラムを実施することで、持続可能な社会の担い手の育成を推進します。	環境政策課、指導室
20	ユニバーサルデザインニュースの発行	区の職員に対し、ユニバーサルデザインの考え方に適合した取り組みを紹介することにより、意識啓発を図ります。	障がい政策課
21	カラーユニバーサルデザイン相談窓口	区が作成するチラシやポスター等が、だれも見やすい配色や文字の大きさとなっているか相談を受け、確認をするとともに、職員がカラーユニバーサルデザインについて考える学びの機会とします。	障がい政策課

No.	事業名	事業概要	担当課
22	魅力発信サポート事業の実施	ちらしやポスターなどを含めた広報に関する相談に対応する「魅力発信サポート事業」実施時に、ユニバーサルデザインの要素にも配慮しながら、効果的で魅力あるPR方法の相談支援を実施します。	ブランド戦略担当課
23	(仮称)男女平等参画のための区職員の理解促進	区の職員に対し、「男女平等参画推進NEWS」を定期的に発行し、男女平等参画の視点を養います。	男女社会参画課

○指針2

（「暮らし」を支える「まち」の力を引き出します）の重点事業（6事業）

番号	24	事業名	だれもが使いやすいホームページの運用		
担当課	広聴広報課				
事業概要	区公式ホームページで提供する基本ルールや具体的注意事項を示した「板橋区ウェブアクセシビリティガイドライン」を運用したり、自動翻訳機能を提供し、閲覧者が多言語で情報を取得できるよう運用したりすることにより、だれもが提供される情報や機能を利用できるホームページを運用します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	25	事業名	板橋区役所受付案内システムを活用した案内		
担当課	戸籍住民課、長寿社会推進課、介護保険課、国保年金課、後期高齢医療制度課、子ども政策課				
事業概要	待ち時間が短く、だれもが迷わずわかりやすい窓口サービスを提供するため、受付案内システムを運用します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	26	事業名	福祉避難所の整備		
担当課	地域防災支援課				
事業概要	福祉避難所として指定している施設について、要配慮者の避難に備え、必要な物資の配備及び運営体制の構築を図っており、平成18年度・平成19年度に区内特養・老健17施設と、平成20年度に区内8福祉園と災害時協定を締結する等、令和元年度までに50施設と協定を締結しました。今後も各施設との災害時協定締結と併せて、備蓄物資の配備も順次進めていきます。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	27	事業名	要配慮者支援体制の充実		
担当課	地域防災支援課				
事業概要	高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害発生時に自力で避難するのが困難な方から同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる町会・自治会及び民生・児童委員などの避難支援者等関係者に提供することにより、平素から地域全体での支援体制の強化を図ります。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	28	事業名	おでかけマップの管理・充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	高齢者、子育て世代、外国人、障がい者などを対象に、赤ちゃんの駅やだれでもトイレの情報などを掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することで、すべての人の社会参加を促します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	29	事業名	コミュニケーション支援機器等の活用		
担当課	障がい政策課				
事業概要	障がい者や外国人など、すべての人とコミュニケーションを行うため、ICT技術によるコミュニケーション支援機器等を活用し、すべての人が社会参加できる環境を整備します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		



## 指針2 推進事業

No.	事業名	事業概要	担当課
30	防災情報のユニバーサルデザイン化	各種気象情報や板橋区からのお知らせなど、日頃の備えになる情報や緊急性の高い情報などについて、紙媒体やネット環境など、様々な伝達手段を活用することに加え、伝わりやすい表現などに心がけることで、誰もがいつでも防災情報を受け取ることができる環境を整備します。	防災危機管理課、地域防災支援課
31	避難所におけるユニバーサルデザインの推進	高齢者や障がい者など要配慮者を含むすべての方が安全に避難所で過ごすことができるよう、避難所運営マニュアルの周知徹底を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した避難所運営について検討し、必要に応じて避難所運営マニュアルの見直しを行います。	地域防災支援課
32	女性のための災害対策ハンドブックの運用	女性を対象に、日頃の心構えや災害時の行動、非常持出し袋に追加すべき「女性視点の防災グッズ」を記したハンドブックを作成・配布することで、自助による防災力の向上につなげていきます。	男女社会参画課
33	外国人の防災訓練への参加促進	防災訓練に外国人が参加しやすいよう、通訳ボランティアを配置したり、広報活動を多言語で行ったりするなどの工夫を行います。	文化・国際交流課
34	板橋区統合アプリ「ITA-Port」の運営	区の様々な情報を板橋区統合アプリ「ITA-Port」で提供することで、子育てや防災、ごみ・リサイクルなどの生活情報のほか、観光や区の魅力発信、区からのお知らせなどを、だれもが気軽にスピーディかつ正確に情報を受け取れる環境づくりを進めます。	IT推進課
35	板橋区観光アプリ「ITA-マニア」の運営	区内のおすすめスポットやグルメ情報の検索、散策ルートの自動作成、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)技術を活用した観光体験など、“歩くこと自体を楽しめる”板橋区観光アプリを運営します。	くらしと観光課

No.	事業名	事業概要	担当課
36	いたばし子育てナビアプリ	主に妊娠中の方や子育て中の方を対象に、板橋区の子育て支援情報やお出かけ情報、公共施設や保育所、病院等のマップ情報、予防接種情報などをまとめて提供します。	子ども政策課
37	屋外案内標識デザインガイドラインに基づく整備	統一感のある屋外案内標識の整備や維持管理を行うため「板橋区屋外案内標識デザインガイドライン」に基づき、初めて区を訪れる人でも安心してまち歩きを楽しめるようにするとともに、街並みを整え、まちとしての魅力の向上を図ります。	都市計画課、政策企画課、各所管部署
38	区報の音声版、点字版の発行	希望する区内在住の視覚障がい者に対し、「声の広報」として録音版広報の貸与及び点字版「広報いたばし」を発行し、区政情報を提供することで福祉の増進を図ります。	広聴広報課
39	呼びかけ看板等の多言語化	外国人等に対し、路上禁煙地区の標示、資源とごみの分け方出し方チラシや、不法投棄禁止看板の多言語化を進め、周知を図ります。また、放置自転車等への駐輪禁止用注意札による呼びかけや、保管所案内看板を多言語で作製し、案内を行います。同様に、公園内の制札板や注意札等多言語で作製し、案内を行います。	資源循環推進課、みどり公園課、交通安全課
40	多言語の情報提供	区の様々な情報（区紹介冊子や防災パンフレットなど）を多言語化し、作成・配布することにより、区を訪れる外国人や地域でくらす外国人が過ごしやすい環境を整備します。	文化・国際交流課
41	外国人向けガイドマップの作製	板橋区の認知度向上をめざし、増加を続ける訪日外国人を対象とした、板橋区ならではの観光名所などを掲載した「いたばし観光ガイドマップ」及び「エリア別マップ」を作製します。	くらしと観光課
42	「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業の推進	区立全小中学校において、授業の基本的な学習・指導方法である「板橋区授業スタンダード」に基づいた「わかる できる 楽しい」授業を推進し、子ども一人ひとりに基礎的・基本的な学力の定着を図ります。	指導室

No.	事業名	事業概要	担当課
43	手話講習会の実施	手話学習の初心者から通訳をめざす人までを対象とし、手話講習会を実施します。	障がいサービス課
44	板橋区版A I Pの構築	高齢者がすみなれた地域において、いつまでも生きがいを持って充実した日々を過ごせるまちをめざし、板橋区版A I P（エイジング・イン・プレイス）を構築します。（調整中）	おとしより保健福祉センター
45	見守りネットワーク	70歳以上の独居高齢者で希望する方を名簿登録し、その情報を区、地域包括支援センター、警察、消防、及び民生・児童委員で共有し、緊急時や見守り等に活用します。	おとしより保健福祉センター
46	国際交流員・語学ボランティアによる通訳支援	日本語が十分でない区内在住外国人に対し、窓口や学校等での通訳や申請書等の翻訳を行います。	文化・国際交流課
47	窓口における電話通訳対応	窓口での外国人への説明を適切に行うために、窓口の区職員から電話での通訳依頼を受けて、通訳者が来庁者と直接電話で会話し、その内容を通訳者が区職員へ日本語で伝える三者間電話通訳を、外国人が来庁する区の窓口で実施します。	文化・国際交流課
48	妊婦・出産ナビゲーション事業	妊娠期から保健師・助産師が関わり、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、切れ目のない支援を行うことにより、妊婦・乳児及びその保護者の心身の健康の保持増進を図ります。（調整中）	健康推進課
49	児童館子育て相談エール	区内5館の乳幼児親子専用室「すくすくサロン」に専任の相談員を常駐させ、子育ての不安や悩みに対して、アドバイスや専門機関の紹介等を通じて、さまざまな子育て世帯の育児をサポートします。	子ども政策課
50	自転車利用ルール推進	放置自転車問題を広く区民に訴えるため、特に放置自転車の多い駅周辺で町会、商店会、鉄道事業者、警察、区などが協働して、マナー向上のキャンペーン活動を行います。	交通安全課

No.	事業名	事業概要	担当課
51	スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参加	だれもが楽しめるユニバーサルスポーツであるボッチャを中心としたスポーツ教室や、障がい者及びその家族が楽しむことができる障がい者スポーツ大会を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や障がい者に対する区民の理解促進などを図ります。	障がいサービス課
52	障がい者の就労促進	区内の障がい者に就労を促し、能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。	障がい政策課
53	スマイルマーケットの運営	障がい者施設の自主生産品、区民から公募で選ばれたお菓子などの「板橋のいっぴん」、区と交流ある自治体の特産品を併せて販売し、新しいコミュニティショップとして運営します。	障がい政策課
54	外国人児童・生徒への日本語学習初期支援	入国して間も無いなどの理由により日本語が理解できず、日本語での意思疎通が困難な児童・生徒に対し、区立小・中学校に就学する際に日本語を短期間で集中的に学ぶ講座を実施し、学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を習得することにより、学校生活に早期に適応できるようにします。(調整中)	学務課
55	赤ちゃんの駅の指定	幼児を連れて外出した際に、おむつ替えや授乳などに気軽に立ち寄ることができる赤ちゃんの駅を指定するとともに、育児相談を実施します。	子ども家庭支援センター
56	バリアフリー相談窓口	区民や庁内でのバリアフリーに関する相談や苦情の窓口を担うとともに、関係機関へ要望を行います。	障がい政策課

## ○指針3

**(安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます)の重点事業(10事業)**

番号	57	事業名	ユニバーサルデザインチェックの実施		
担当課	障がい政策課、都市計画課				
事業概要	区公共施設の改修時等に、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環（スパイラルアップ）を生み出します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	58	事業名	公園のユニバーサルデザイン化		
担当課	みどり公園課				
事業概要	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地等の改修を進めます。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	59	事業名	魅力ある学校づくりの推進		
担当課	新しい学校づくり課				
事業概要	学校施設の改築・改修等を計画的に実施することにより、児童・生徒の安全確保と学校施設の機能向上を図り、ユニバーサルデザインに配慮した良好な学習環境を整備します。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	60	事業名	(仮称)子ども家庭総合支援センターの整備		
担当課	児童相談所開設準備課				
事業概要	すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置します。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	61	事業名	鉄道駅エレベーター・ホームドアの設置誘導		
担当課	障がい政策課、都市計画課				
事業概要	鉄道駅の複数ルート of 整備およびホームドアの設置について、関係機関との必要な協議・調整を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	62	事業名	無電柱化の促進		
担当課	計画課				
事業概要	電線類の地中化により、歩行空間の確保と良好な都市景観の形成を図るとともに、地震等発生時の電柱倒壊による被害を未然に防ぐ事ができ、災害時の緊急車両等の運行をスムーズにし、被害を最小限にとどめるため、無電柱化を進めていきます。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	63	事業名	まちづくり事業の推進「大山駅周辺地区」		
担当課	拠点整備課				
事業概要	大山駅周辺地区の活性化と交通結節点等の都市基盤の整備を行い、地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、地域の防災性を高め、災害に強く、にぎわいのあるまちづくりをめざします。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	64	事業名	まちづくり事業の推進「板橋駅周辺地区」		
担当課	地区整備事業担当課				
事業概要	区の玄関にふさわしい個性と魅力ある市街地の実現のため、板橋駅周辺地区における西口市街地再開発事業、板橋口地区市街地再開発事業、駅前広場の再整備、広域的なまちづくりを進め、災害に強くにぎわいのあるまちづくりを進めていきます。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	65	事業名	まちづくり事業の推進「上板橋駅南口駅前地区」		
担当課	地区整備事業担当課				
事業概要	都市基盤の整備と建物の不燃化による災害に強いまちの実現のため、事業手法を含めた関係権利者による自主的な合意形成を支援し、その合意に基づく協働のまちづくりをめざします。(調整中)				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	66	事業名	高島平地域のまちづくり		
担当課	高島平ランドデザイン担当課				
事業概要	高島平地域ランドデザインに基づき、にぎわい、ウェルフェア（健康福祉）、スマートエネルギー、防災の4つのテーマに沿った都市再生（まちづくり）を進めていきます。（調整中）				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		



## 指針3 推進事業

No.	事業名	事業概要	担当課
67	東板橋体育館周辺スポーツ施設整備	老朽化が進んでいる東板橋体育館の再整備を行うとともに、植村冒険館を複合化します。併せて、東板橋庭球場についても改修を行い地域において生涯スポーツを楽しめる場所の提供とスポーツによる健康づくりを支援します。(調整中)	スポーツ振興課
68	公園・公衆トイレの改修	防災機能の充実やバリアフリー化など、公園の改修を進めるとともに、老朽化した公園・公衆トイレについて、だれでも使いやすいトイレに改修します。(調整中)	みどりと公園課
69	本庁舎サインの適正な維持管理	「本庁舎サイン整備基本方針」に基づき、だれも見やすくわかりやすい案内を行います。また、本庁舎以外の施設の改築等の際に、必要な情報提供を行います。	庁舎管理・契約課
70	公共施設の情報共有	公共施設の管理者の横の連携を図るため、情報共有の方法について検討するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に沿った公共施設の運営を行います。	障がい政策課
71	介護保険による住宅改修の給付	事前に板橋区に申請した上で、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った際に、改修費を支給します。	介護保険課
72	高齢者住宅設備改修助成事業の実施	65歳以上で介護の予防や介護負担の軽減、自立した生活の支援を目的として、住宅の改修が必要と認められる方に住宅改修の改修費の一部を助成することにより高齢者福祉の充実を図ります。	おとしより保健福祉センター
73	障害者総合支援法による住宅改修助成	原則として介護保険適用者を除く65歳未満の身体障害者手帳所持者及び難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいがある者が、生活の向上等のために住宅を改修する場合、費用の一部を助成します。	障がいサービス課

No.	事業名	事業概要	担当課
74	住宅リフォーム支援事業	住まいの耐震化やバリアフリー化などのリフォームを安心して進めることができるよう、区に登録されたリフォーム事業者の照会や、区との協定により金利優遇などリフォーム融資を行う金融機関の紹介などを行っています。	住宅政策課
75	商店街バリアフリー促進事業	商店街にユニバーサルデザインの取り組みを情報提供することにより、商店街や、商店街内の各店舗の出入口の段差改善などの取り組みに対する意識啓発を行います。	産業振興課
76	福祉のまちづくり整備指針の運用等	施工主などへ福祉のまちづくり整備指針の周知及び指針に基づく協議により、「東京都福祉のまちづくり条例」を制定している東京都と連携し、民間施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。	障がい政策課、建築指導課
77	区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業	区有地を民間事業者に貸し出し、電気自動車のカーシェアリング事業を展開することで、環境に配慮した自動車の普及啓発につなげます。	環境政策課
78	シェアサイクルの実証実験	区内の観光振興や環境政策、放置自転車対策などに加え、区内鉄道路線間移動やその他公共交通との連携を図るため、手軽な移動手段として期待されているシェアサイクルの実証実験を行います。	交通安全課
79	公共交通の機能向上と整備促進	相対的に公共交通サービス水準の低い地域（要改善地域）のサービス水準の向上を図るため、バス以外による改善も含めた手法の検討を行い、移動時における利便性の向上を図ります。（調整中）	都市計画課
80	区道の補修	路面の破損や平坦性の低下、沿道住民への騒音・振動被害を解消するため、計画的に区道の補修整備を行います。（調整中）	計画課
81	歩道の段差解消	歩車道分離道路の改修時に、車いす利用者、視覚障がい者等に配慮した「板橋型BFブロック」の使用を標準仕様として、整備促進を図ります。	計画課

No.	事業名	事業概要	担当課
82	自転車通行空間の整備	自転車の安全走行と歩行者の安全性の向上を図るため策定した「板橋区自転車推進計画」に基づき、自転車通行空間整備を進めます。	計画課
83	自転車駐車場の整備	駅周辺における自転車等の放置状態を解消するため、自転車駐車を整備及び改修し、通行の安全とまちの景観の向上を進めます。(調整中)	交通安全課
84	小学生自転車運転免許証交付事業	小学3～6年生を対象に、交通安全教育、実技テスト等を行い、自転車の利用者として必要な技能と知識の習得を進めます。	交通安全課

○指針4

(ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます)の重点事業(9事業)

番号	85	事業名	(仮称)ユニバーサルデザイン推進協議会を活用したまちづくりの推進		
担当課	障がい政策課				
事業概要	学識経験者、関係団体、公募区民、事業者等の多様な主体で構成されたユニバーサルデザイン推進協議会を活用し、区で実施する事業やまちづくり事業、各種計画策定時等に様々な立場の意見を取り入れ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	86	事業名	板橋区コミュニティ・スクールの運営		
担当課	地域教育力推進課				
事業概要	学校運営等に関して、広く保護者や地域住民等が参画できる仕組みを構築し、学校と地域等が課題や目標を共有することで、学校支援活動等の充実を図り、子どもたちの未来をはぐくむ教育環境の醸成につなげていきます。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	87	事業名	会議・イベント等に参加できる環境整備の推進			
担当課	障がい政策課					
事業概要	だれもが区の会議やイベント等に参加できるよう、現在区が実施している乳幼児や障がい者の一時預かり制度とともに、情報のユニバーサルデザイン化などの視点も含めた新たな手法について検討し、実施します。					
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
			調整中			

番号	88	事業名	ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置			
担当課	都市計画課					
事業概要	区の職員で構成するユニバーサルデザイン推進調整会議を設置し、区の施設のうち、改築、改修等を行う施設がユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものであるかをチェックします。					
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
			調整中			

番号	89	事業名	ユニバーサルデザインアドバイザーの設置			
担当課	障がい政策課、都市計画課					
事業概要	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備や事業の実施に係る助言・指導を担う学識経験者又は専門家を設置し、ハード・ソフト両面から専門知識を活用します。					
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
			調整中			

番号	90	事業名	事業運営のスパイラルアップの共有		
担当課	障がい政策課				
事業概要	イベント等終了後に従事職員にアンケートを行い、課題や改善点などを次回の事業へ活かすことができるしくみを共有することにより、取り組みのスパイラルアップを図ります。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	91	事業名	板橋区ユニバーサルデザイン賞の実施		
担当課	(公財)板橋区産業振興公社				
事業概要	主に製造業の区内中小企業を対象に板橋製品技術大賞での新製品・新技術の募集し、ユニバーサルデザインに配慮した製品について応募があった場合、審査し、優れた製品に対して表彰を行います。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	92	事業名	いたばしグッドバランス推進企業表彰		
担当課	男女社会参画課				
事業概要	ワーク・ライフ・バランスや多様な人材活用に向けて、積極的に取り組む企業を支援するため表彰制度の充実を進めます。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

番号	93	事業名	多様な主体との連携体制の構築		
担当課	障がい政策課、ブランド戦略担当課				
事業概要	ユニバーサルデザインの推進に先進的な取り組みを行う地域活動団体や事業者、大学、公共的団体などとの連携体制を構築することで、ユニバーサルデザインの普及啓発や関連事業を協力して行える体制を構築します。				
年度別計画	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
			調整中		

#### 指針4 推進事業

No.	事業名	事業概要	担当課
94	パブリックコメントの実施	区民参加推進規程に基づき、区の基本方針を定める条例の制定・改廃や区の総合的な計画の策定・改定等を行う際に、事前に条例や計画等の案を公表し、期間を定めて区民から意見を徴収し、最終的な意思決定を行うことで、区政への区民参加を図り、開かれた区政をより一層推進します。	政策企画課
95	いたばしタウンモニター・eモニターの実施	板橋区基本構想で掲げる区の将来像の実現をめざして、区の行政に関する区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、行政への住民参加を推進することで、開かれた区政をより一層推進します。	広聴広報課
96	情報公開の推進	区民の知る権利を尊重し、区民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、区民の区政への参加を促進し、一層公正で開かれた区政の実現を図っていきます。	区政情報課
97	登録保育者派遣	乳幼児を持つ区民の学習支援のために、区が実施する各種講座・講演会・その他の活動等に伴い乳幼児の一時保育が必要な区民に対して、登録保育者を派遣します。	生涯学習課
98	ユニバーサルデザインに関するアンケート調査の実施	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区民に対しアンケート調査を実施し、認知度や課題等を把握します。	障がい政策課
99	板橋区福祉有償運送運営協議会の運営	特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性、その他の事項について協議するため、福祉有償運送運営協議会を開催します。	障がいサービス課
100	板橋区総合窓口運営連絡会の実施	低層階総合窓口職員の職員による「板橋区総合窓口運営連絡会」を設置し、総合窓口各課の横連携・一体性を深めるとともに、接遇など窓口サービス向上のスパイラルアップを図ります。	戸籍住民課、本庁舎低層階窓口各課
101	施設整備に係るプロジェクトマネジメント	区の公共施設を整備（改築や大規模改修など）する際の検討手順を標準化するために策定した「施設整備に係るプロジェクトマネジメント要領」に基づいた整備を推進します。	政策企画課、施設経営課



No.	事業名	事業概要	担当課
102	優良事業等報奨制度	庁内での優良事業や職員提案を通じて、区民福祉の増進、事務の改善及び効率化など、行政能率の向上等を図ります。	経営改革推進課



# 資料編



## 資料編

### 1 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2020 の進捗状況

推進計画 2025 に基づき、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度において進めてきた実施計画 2020 の重点事業について、進捗状況を踏まえて総括評価します。

#### (1) 取り組みの指針 1 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます

「地域で支えあう『ひと』の『もてなしの心』を育みます」の分野では、「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を作成し公開することで、区職員、区民、地域活動団体、事業者の配慮すべきユニバーサルデザインの行動指針を整理しました。また、ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちの中で気づくかな？」を作成し配付することにより、区民に対するユニバーサルデザインの意識啓発に努めてきました。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた取り組みを通じて、区職員および区民に対して多様な立場の方を理解する学びの機会の充実を図ってきました。

当指針については、2 項目の重点事業が「順調」、2 項目の重点事業が「完了」となっています。

#### (2) 取り組みの指針 2 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します

「『くらし』を支える『まち』の力を引き出します」の分野では、屋外案内標識デザインガイドラインを作成し・活用することにより、区が設置する標識の統一的なルールを定め、だれもが一目でわかるような情報の提供を推進してきました。

また、福祉避難所の整備や備蓄物資を整備することで、要配慮者への支援体制の構築を図りました。

さらに、区ホームページにおいて公開している「おでかけマップ」について、設備情報の追加などマップの利用者が使いやすいような改修などを進めることにより、だれもが社会参加しやすい環境を整備しました。

当指針については、4 項目の重点事業が「順調」、1 項目の重点事業が「完了」となっています。

#### (3) 取り組みの指針 3 安心・安全で魅力ある「まちの空間づくり」を進めます

「安心・安全で魅力ある『まちの空間づくり』を進めます」の分野では、区民などの要望を踏まえ、鉄道事業者との協議・調整を行い、「駅エレベーターや内方線付き点状ブロックの設置」を進め、区内すべての鉄道駅でワンルートが確保されるなど、交通環境のユニバーサルデザイン化を推進しました。

また、公共施設の改築・改修に当たっては、「ユニバーサルデザインチェック」を通じて、施設の価値を高める魅力ある設計となるよう整備を進めてきました。

当指針については、6項目の重点事業が「順調」、3項目の重点事業が「完了」となっています。

#### (4) 取り組みの指針4 ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます

「ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための『しくみ』を整えます」の分野では、「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」において、事業などを企画・運営等する際に、ユニバーサルデザインの観点から配慮する事項をまとめ示すことで、だれもが参加しやすい事業を企画・運営できる環境を整備しました。

また、さまざまな専門分野を持つ区職員で構成された組織横断的な会議体を新たに設けることで、ユニバーサルデザインの観点到りスパイラルアップしていく施設整備体制の仕組みを構築しました。

当指針においては、4項目の重点事業すべてが「順調」となっています。

全体としてみると、約7割の重点事業が「順調」となっており、計画どおり順調に推移してきたことがわかります。

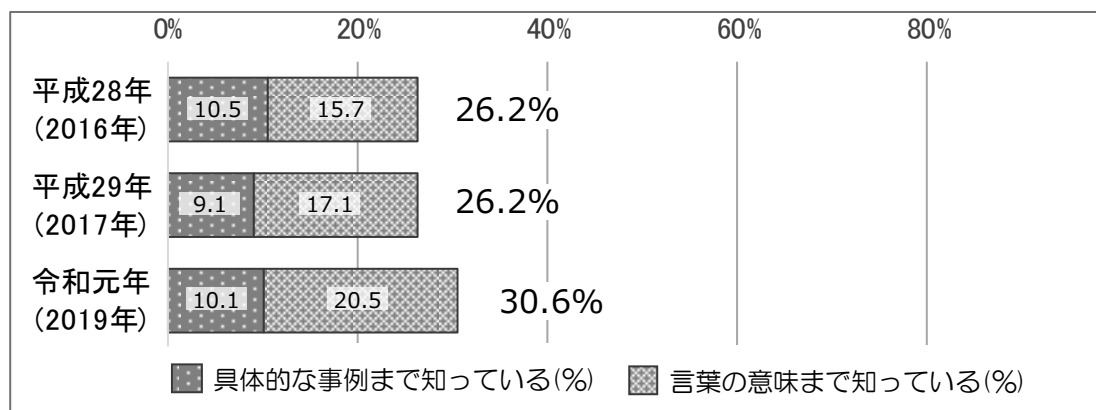
【図表 1 6】ユニバーサルデザイン推進計画2025 実施計画2020（重点事業）の進捗状況

取り組みの指針	順調	完了	繰り延べ等	計
取り組みの指針 1 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます	2	2	0	4
取り組みの指針 2 「暮らし」を支える「まち」の力を引き出します	4	1	0	5
取り組みの指針 3 安心・安全で魅力ある「まちの空間づくり」を進めます	6	3	0	9
取り組みの指針 4 ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます	4	0	0	4
計	16	6	0	22

## 2 ユニバーサルデザインに係る区民及び区職員の認知度

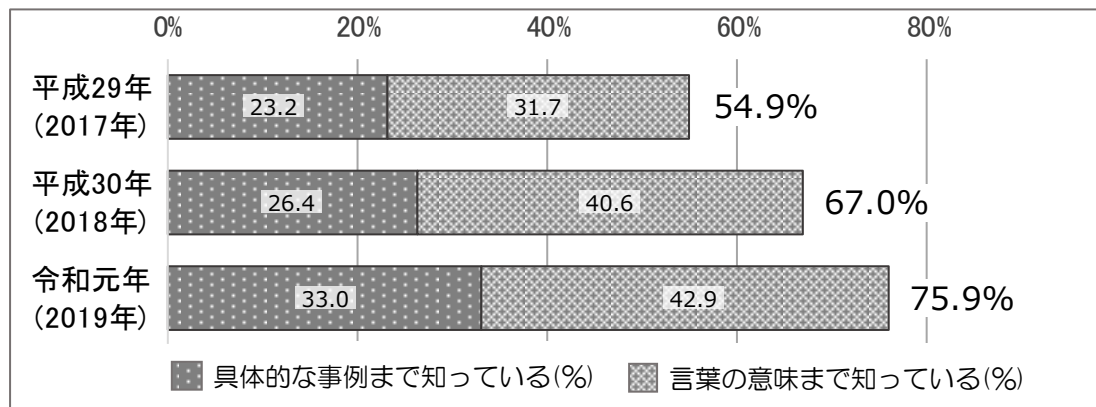
下表は、ユニバーサルデザインについてどの程度知っているかの問いに対して、「具体的な事例まで知っている」、「言葉の意味まで知っている」、「言葉だけは聞いたことがあった」または「知らなかった（今回初めて聞いた）」の4つの選択肢のうち、「具体的な事例まで知っている」または「言葉の意味まで知っている」と回答した人の年度別推移を示しています。

【図表 1 7】 区民のユニバーサルデザインの認知度



板橋区区民意識意向調査より作成

【図表 1 8】 区職員のユニバーサルデザインの認知度



ユニバーサルデザインに関する職員アンケートより作成

### 3 計画事業とSDGsのゴールの関係

実施計画 2025 で推進する計画事業とSDGsの17のゴールの関係性を図で示します。

事業番号	事業名	SDGs 17のゴール																
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
01	ユニバーサルデザインガイドラインの更新																	
		調整中																



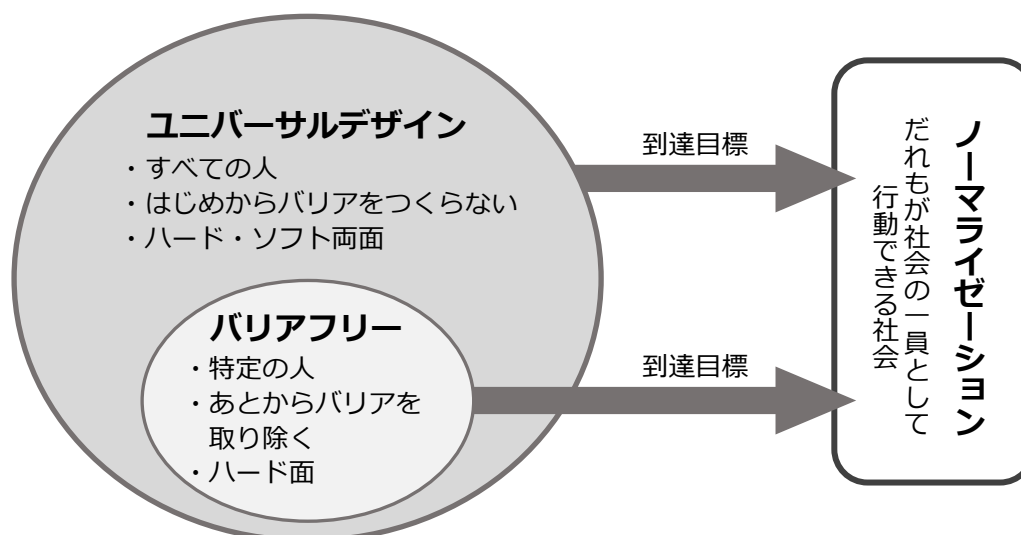
#### 4 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーもユニバーサルデザインも、障がいの有無にかかわらず、だれもが社会の一員として行動できるノーマライゼーションの考え方に基づく社会をめざすという到達目標は共通しています。

一方、具体的な取り組みという点では、バリアフリーは、障がい者や高齢者など、特定の人でも利用できるように、あとから施設などのバリア（障壁）を取り除くこととされています。それに対し、ユニバーサルデザインは、はじめからすべての人が利用できるように、施設やサービスなどハード・ソフトの両面において、バリア（障壁）をつくらないことと整理できます。

以上を踏まえると、到達目標をめざすうえで、バリアフリーの取り組みは、ユニバーサルデザインの取り組みに含まれるという言い方もできます。

【図表 1 9】 バリアフリーとユニバーサルデザインの関係



【図表 2 0】 バリアフリーとユニバーサルデザインの特徴

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (障がい者・高齢者など)	すべての人 (年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず)
考え方	あとから バリア（障壁）を取り除く	はじめから バリア（障壁）をつくらない
主な対象	ハード面	ハード・ソフト両面
取り組みの前提	バリア（障壁）は すでに存在している	バリア（障壁）がない ことがあたりまえ
取り組みの姿勢	特定の人にとって 利用上のバリア（障壁）の 数を減らしていく	すべての人にとって、 さらに利用上の質が高まるように 絶えず改善に取り組む

## 5 ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの考え方を理解するうえで基本となるものであり、環境、製品、コミュニケーションなどを含めて、デザインに関わる幅広い分野での方向性が明確に示されたものです。

【図表2-1】ユニバーサルデザインの「基本原則」（7原則）

原則		内容		【例】
原則①	公平性	だれにでも公平に利用できること	だれにでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること	○自動ドアの出入口
原則②	柔軟性	利用者に応じた使い方ができること	使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること	○立位、座位どちらでも使える申請書記載台 ○階段、エレベーター、エスカレーターが併設された駅
原則③	単純性 直感性	使い方が簡単ですぐわかること	使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること	○ピクトグラムを活用したサイン ○小さな子どもでもわかる絵で書かれた説明書
原則④	認知性	必要な情報がすぐに理解できること	使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること	○文字・記号、音・音声、触知図・振動など複数の情報伝達方法を組み合わせたサイン
原則⑤	安全性	使い方を間違えても、重大な結果にならないこと	ついうっかりしたり、意図しなかったりした行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること	○駅のホームドア ○パソコンなどの誤操作防止のための確認表示
原則⑥	効率性 省力性	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること	効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること	○レバー式ドアノブやバー付きスライドドア ○購入ボタン、取り出し口が腰の高さにある自動販売機
原則⑦	快適性	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること	どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること	○だれでもトイレ ○ボタン部分が大きいスイッチ ○幅が広い自動改札機

## 6 ユニバーサルデザインの価値向上を図る要件

【図表22】ユニバーサルデザインの「価値向上要件」

原則		内容	【例】
A	真正性	本来の価値や感性価値を提供するしつらえ、演出、もてなしの提供に配慮されていること	○歴史・文化遺産への観光客の受け入れだけを考慮した過度な整備ではなく、その歴史的・文化的な価値を残し、伝えるために行う保存整備
B	公益性	新たに創造した価値、又は、再評価で見出した価値をグローバル化・ブランド化・スタンダード化し、地域的・社会的な課題の解決やライフスタイルの向上につなげていること	○温水機能付き便座の一般家庭への普及 ○地域の伝統産業の技術を活用した間伐材利用商品のブランド化による林業の活性化と森林保護活動の充実
C	地域性	地域の特徴（地形、気候風土など）や文化との調和や継承・強化に配慮されていること	○雪国の雁木空間の維持・活用 ○地域の伝統的な祭りで神輿が通る経路に配慮した道路設計・改善
D	審美性	人の愛着を生み、周辺環境と調和し、魅力的で美しいこと	○歴史的な街並みや景観（伝統的建造物群保存地区など）の価値との調和を図る環境整備
E	価格妥当性	だれもが手に入れられる、利用できる価格であること コストパフォーマンスが高いこと	○シャンプーとリンスの違いを容器の凹凸の違いで区別（特別な装備によるコスト増加を回避し、安価で商品提供） ○だれもが自立的に利用でき、安価でサービスを楽しむセルフサービスの仕組み
F	持続可能性	<p>【環境への配慮】 地球環境への負荷が少ないこと</p> <p>【継続的・長期的利用への配慮】 耐久性・可変性・可動性・改変性・付加性が高く、さまざまな変化にフレキシブルに対応できる機能を有し、継続的・長期的に利用できること</p> <p>【幅広い世代への配慮】 いかなる世代にも不利にならず、世代を超えて利用できるデザインであること</p>	<p>○省エネルギー、自然エネルギー活用</p> <p>○ゼロエミッション(資源循環)社会</p> <p>○スマートシティ(脱炭素・環境配慮都市)</p> <p>○住宅の長寿命化</p> <p>○スケルトン・インフィル住宅（間取りが変更可能な住宅）</p> <p>○アダプティブデザイン（ニーズ変化に応じて取り外しや移設可能など、可変性・可動性のあるデザイン）</p> <p>○環境や時期の違いを対応した施設（昼・夜／雨天・晴天／季節／日常時・災害時／日常時・イベント時）</p> <p>○生態系保全（生物多様性）</p> <p>○ダイバーシティ（多様性の受け入れ）</p> <p>○CSV（クリエイティブ シェアード バリュー：共有価値の創造／事業による社会的価値と経済的価値の同時実現）</p>

【図表 2 3】ユニバーサルデザインの「プロセス要件」

原則	内容	【例】
<p style="text-align: center;"><b>ア</b></p> <p style="text-align: center;"><b>参画・協働性</b></p>	<p>多様なニーズを反映するために、あらゆるプロセス（過程）の中でさまざまな関係者による協働が図られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備の構想検討段階からの区民参加</li> <li>○セーフコミュニティ（多主体協働による地域の安全・健康保持の継続的推進）</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>イ</b></p> <p style="text-align: center;"><b>主体性 自立性</b></p>	<p>周囲の方が不便・困難と思うことに対して自ら積極的に関わったり、自分でできることはできるだけ自分で行おうとしたりするプロセスがあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関で席をゆずる</li> <li>○段差のある道路で移動を手伝う</li> <li>○手助けを必要とせず、自分一人で行うことができる</li> <li>○子どもや高齢者の歩行者に配慮して自転車を押し歩きする</li> <li>○接客・接遇の体験講習会</li> <li>○商店街の各店舗による買い物客へのトイレ提供サービス</li> </ul>

## 7 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例

平成 14 年 3 月 11 日板橋区条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東京都板橋区(以下「区」という。)において、すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう、区、区民、事業者及び地域活動団体のそれぞれの責務を明らかにし、それぞれが協働することにより、ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ユニバーサルデザイン すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることをいう。

(2) バリアフリー すべての人が自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁をつくらないこと及び取り除くことをいう。

(3) 区民 区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは権原に基づき占有する者をいう。

(4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、事業(営利を目的とするものに限る。)を行うものをいう。

(5) 地域活動団体 区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものであって、地域において事業(営利を目的とするものを除く。)を行うものをいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、ユニバーサルデザインの推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、区民、事業者及び地域活動団体の意見を反映しなければならない。

3 区は、自ら設置し、又は管理する施設をユニバーサルデザインに配慮して整備しなければならない。

4 区は、施策、事業等を実施するに当たっては、ユニバーサルデザインに配慮しなければならない。

5 区は、ユニバーサルデザインに関する理解を深めるため、区の職員、区民、事業者及び地域活動団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第 4 条 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

2 区民は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、区内に所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、自ら及び相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めるとともにバリアフリーを推進する責務を有する。

2 事業者は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(地域活動団体の責務)

第 6 条 地域活動団体は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、地域で共有し、自ら及び相互にユニバーサルデザインを

推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有する。

2 地域活動団体は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(区、区民、事業者及び地域活動団体の相互理解等)

第7条 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に立場を理解し、及び尊重し、協力し、及び連携してユニバーサルデザインを推進するよう努めるものとする。

2 区、区民、事業者及び地域活動団体は、共通認識のもとに相互に協力し、連携してバリアフリーを推進しなければならない。

(計画の策定)

第8条 区長は、ユニバーサルデザインに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインの推進に関する目標

(2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインを総合的かつ計画的に実施するための施策

3 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(助言、指導等)

第9条 区長は、区民、事業者及び地域活動団体がユニバーサルデザインを推進するに当たり、円滑な実施を確保するため、必要に応じ助言することができる。

2 区長は、公共の利用に供する施設その他の特にバリアフリーの推進が必要と認められる施設の所有者、管理者等に対し、バリアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、あらかじめ次条第1項に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の意見を聴かなければならない。

(ユニバーサルデザイン推進協議会)

第10条 第1条の目的を達成するため、区長の付属機関として、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 推進計画に関する事項

(2) 区民、事業者及び地域活動団体へのユニバーサルデザインの推進に関する意識啓発に関する事項

(3) 前条第2項の規定による勧告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインの推進に関する基本的事項

3 協議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 協議会は、区民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、区長の委嘱する委員18名以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 8 東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

平成 14 年 5 月 30 日板橋区規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例（平成 14 年板橋区条例第 14 号）第 10 条に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会長の選任及び権限)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 9 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会 委員名簿

	役職	氏名	所属
学識経験者	会長	八藤後 猛	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
	会長代理	水村 容子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授
	委員	桑波田 謙	(株)クワハタデザインオフィス 代表取締役
区民・団体等	委員	佐々木 宗雅	板橋区視覚障害者福祉協会 会長
	委員	西端 龍三郎	(一社) 板橋区聴覚障害者協会 理事長
	委員	早坂 憩子	板橋区老人クラブ連合会 副会長
	委員	堀井 真由美	板橋福祉のまちをつくろう会 会計
	委員	マーシャル アダムス	元板橋区国際交流員
	委員	山口 寛子	板橋区ママコミュニティマムスマイル 副代表
	委員	吉田 和雄	板橋区商店街連合会 副会長
	委員	渡辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会 会長
公募	委員	木村 緑理	公募区民
	委員	横山 あけみ	公募区民
事業者	委員	竹澤 大一	(一社) 東京都建築士事務所協会板橋支部 副支部長
	委員	湊 一成	東武鉄道(株)鉄道事業本部施設部 建築土木課長
行政機関	委員	上村 瑞城	東京都建設局第四建設事務所 補修課長
	委員	草深 玲安	東京都交通局建設工務部 計画担当課長
	委員	辻 泰弘	警視庁板橋警察署 交通課長

敬称略、50音順



## 10 板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会等の調査審議経過（令和2年度）

回数	日時	議題等（抜粋）
第56回	令和2年5月7日～ 同年5月18日 （書面による会議）	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 策定方針(案)の検討
第57回	令和2年9月11日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(素案)の検討
第58回	令和3年1月14日	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(案)の検討

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第56回板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会は書面による会議とした。

## 11 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

(平成 14 年 9 月 3 日区長決定)

(設置)

第 1 条 すべての区民が基本的人権を尊重され、あらゆる場面で社会参加できるよう区内のユニバーサルデザインを推進し、これに関する事項の調査検討を行い、総合的かつ効率的に施策を展開していくため、板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ユニバーサルデザインの推進施策について調査・検討すること。
- (2) ユニバーサルデザイン推進計画の策定に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザインに係わる重要な事項に関すること。

2 本部は、必要に応じ、別に定める東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会の助言を得るものとする。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、別表 1 に定める職にある者とする。
- 5 前項に定める者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職を代理する。

(検討会)

第 5 条 本部の下に検討会を置く。

- 2 検討会は、本部の定める事項について調査・検討をする。
- 3 検討会の会員は、別表 2 に定める職にある者とする。ただし、別表 2 に定める職にある者のほか、本部長は、必要と認める者を会員に指名することができる。
- 4 検討会は、本部長が指名する本部員（以下「会長」という。）が招集し、会議を主宰する。
- 5 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職を代理する。

(庶務)

第 6 条 本部及び検討会の庶務は、福祉部障がい政策課が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

別表 1 <本部員>

- (1) 教育長
- (2) 政策経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理室長
- (5) 区民文化部長
- (6) 産業経済部長
- (7) 健康生きがい部長
- (8) 福祉部長
- (9) 子ども家庭部長
- (10) 資源環境部長
- (11) 都市整備部長
- (12) 土木部長
- (13) 会計管理室長
- (14) 教育委員会事務局次長
- (15) 地域教育力担当部長

別表 2 <検討会>

- (1) 政策経営部政策企画課長
- (2) 政策経営部広聴広報課長
- (3) 政策経営部施設経営課長
- (4) 政策経営部教育施設担当課長
- (5) 総務部人事課長
- (6) 総務部庁舎管理・契約課長
- (7) 総務部男女社会参画課長
- (8) 危機管理室地域防災支援課長
- (9) 区民文化部地域振興課長
- (10) 区民文化部文化・国際交流課長
- (11) 区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
- (12) 産業経済部産業振興課長
- (13) 健康生きがい部長寿社会推進課長
- (14) 福祉部障がい政策課長
- (15) 福祉部障がいサービス課長
- (16) 子ども家庭部子ども政策課長
- (17) 資源環境部環境政策課長
- (18) 都市整備部都市計画課長
- (19) 土木部計画課長
- (20) 土木部みどりと公園課長
- (21) 教育委員会事務局教育総務課長

## 12 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部 本部員名簿

区分	氏名	役職
本部長	坂本 健	区長
副本部長	橋本 正彦	副区長
本部員	中川 修一	教育長
本部員	有馬 潤	政策経営部長
本部員	尾科 善彦	総務部長
本部員	林 栄喜	危機管理室長
本部員	森 弘	区民文化部長
本部員	堺 由隆	産業経済部長
本部員	五十嵐 登	健康生きがい部長
本部員	榎木 恭子	福祉部長
本部員	久保田 義幸	子ども家庭部長
本部員	渡邊 茂	資源環境部長
本部員	松本 香澄	都市整備部長
本部員	糸久 英則	土木部長
本部員	松田 玲子	会計管理室長
本部員	藤田 浩二郎	教育委員会事務局次長
本部員	湯本 隆	教育委員会事務局地域教育力担当部長

### 13 板橋区ユニバーサルデザイン推進本部（検討会）会員名簿

区分	氏名	役職
会長	榎木 恭子	福祉部長
委員	吉田 有	政策経営部政策企画課長
委員	荒井 和子	政策経営部広聴広報課長
委員	荒張 寿典	政策経営部施設経営課長
委員	千葉 亨二	政策経営部教育営繕担当課長
委員	田中 光輝	人事課長事務取扱 総務部参事
委員	代田 治	総務部庁舎管理・契約課長
委員	小林 晴臣	総務部男女社会参画課長
委員	藤原 仙昌	危機管理室地域防災支援課長
委員	町田 江津子	区民文化部地域振興課長
委員	折原 孝	区民文化部文化・国際交流課長
委員	小田 健司	区民文化部オリンピック・パラリンピック推進担当課長
委員	木内 俊直	産業経済部産業振興課長
委員	織原 真理子	健康生きがい部長寿社会推進課長
委員	小島 健太郎	福祉部障がい政策課長
委員	河野 雅彦	福祉部障がいサービス課長
委員	雨谷 周治	子ども家庭部子ども政策課長
委員	田島 健	資源環境部環境政策課長
委員	内池 政人	都市計画課長事務取扱 都市整備部参事
委員	義本 昌一	土木部管理課長
委員	内田 洋二	土木部計画課長
委員	市川 達男	土木部みどりと公園課長
委員	近藤 直樹	教育委員会事務局教育総務課長

## 14 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025 策定経過

	開催日	会議名等	検討事項
令和2年	4月20日	第1回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○ユニバーサルデザイン推進計画 実施計画 2025 策定方針(案)の検討
	5月7日～ 5月18日	第56回ユニバーサルデザイン推進協議会	
	5月19日	第1回ユニバーサルデザイン推進本部	
	7月15日	第2回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(骨子案)の検討
	7月28日	第2回ユニバーサルデザイン推進本部	
	8月19日	第3回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(素案)の検討
	9月11日	第57回ユニバーサルデザイン推進協議会	
	10月20日	第3回ユニバーサルデザイン推進本部	
	11月14日～12月4日 パブリックコメントの実施		
12月〇日	第4回ユニバーサルデザイン推進本部 (検討会)	○パブリックコメントについて	
令和3年	1月14日	第58回ユニバーサルデザイン推進協議会	○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025(案)の検討
	1月26日	第4回ユニバーサルデザイン推進本部	



板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025  
実施計画 2025

編集 板橋区福祉部障がい政策課  
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号  
TEL 03-3579-2252 FAX 03-3579-4169  
f-udesign@city.itabashi.tokyo.jp

令和 2 年 X 月発行

刊行物番号 R2-XXX